

# 第2期 天理市子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年(2020年)3月

天理市



## 「第2期天理市子ども・子育て支援事業計画」策定に寄せて

少子化の進行は晩婚化や未婚率の上昇、出生率の低下、長時間労働、子育て中の孤独感や負担感が大きいなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、着実に進んでいます。また、共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大いに変化しています。

天理市ではこれに対して、子育て支援をまちぐるみで総合的・計画的に推進するため、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの「天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



「天理市版ネウボラ」の拠点として、天理市子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」の開設や保育所（園）・こども園等・学童保育所の充実、児童虐待防止対策や、障害児支援の取り組みを進めてきました。

今回、天理市が抱える様々な課題に対応する子育て支援施策を総合的に推進していくため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。第1期からの改定にあたり、「天理市子ども・子育て会議」で検証を行い、現行の基本理念を維持しつつ、必要な見直しを図っています。

持続可能な共生社会の実現が課題となる令和の時代を、若い世代が結婚や子育てに夢を持てるものにしなければなりません。新時代にふさわしい天理市の将来像を掲げ、それを実現していくには、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境をしっかりと整え、「子育てするならやっぱり天理」と切に実感できるまちになることが大切です。

第2期計画に掲げた目標と具体的な施策を積極的に推進し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に協議いただきました天理市子ども・子育て会議の委員の皆様、また、アンケートに際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に深くお礼申し上げます。

令和2年3月

天理市長 並河 健



## 【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画期間	2
3. 計画の法的根拠	3
4. 計画対象	3
5. 計画の位置づけ（関連計画）	3
6. 計画策定の体制	4
第2章 天理市の子ども・子育ての状況	5
1. 本市の子どもと子どものいる世帯を取り巻く概況	6
2. 「天理市子ども・子育て支援事業計画」の推進状況	10
3. 地域子ども・子育て支援事業の需給状況	14
4. 要保護・要支援児童について	20
5. 「天理市子育てアンケート」の結果（調査結果概要）	23
第3章 計画の基本的な考え方	43
1. 基本理念	44
2. 計画策定における基本的な視点	45
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念	46
4. 本計画の構想（天理っ子すくすくプラン行動計画の継承）	46
第4章 事業計画の具体的な取組	49
1. 教育・保育提供区域の設定	50
2. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目の概要	51
3. 需要量の算出方法の概要	52
4. 認定区分について	53
5. 推計児童数	54
6. 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	55
7. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	58
8. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	68
9. その他の任意記載事項関連	68
第5章 計画の推進に向けて	73
1. 計画の推進に向けた役割	74
2. 計画の推進と評価	77
資料	79
1. 本計画に関連する事業の展開	80
2. 計画策定の経緯	93
3. 天理市子ども・子育て会議条例	94
4. 天理市子ども・子育て会議名簿	96



## 第1章 計画の基本的な趣旨

## 1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、子育て家庭が安心して子どもを育てることができ、子どもがすこやかに成長する社会をつくるため、子ども・子育て支援法に基づき平成27年に「天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子ども・子育て支援事業計画は、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以上の3つの法律をあわせて「子ども・子育て関連3法」という。）により新設され平成27年度から開始された「子ども・子育て支援制度」を踏まえており、この計画の推進により子ども・子育て支援策の充実を図ってきました。

本市では子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援対策推進法に基づく「天理っ子すくすくプラン行動計画」（計画期間平成17年度から平成26年度）の内容と一体的に策定し、教育・保育の提供体制や地域子ども・子育て支援事業の実施、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方等を示すとともに、従来の取組である「子どもの人権擁護の推進」「子育て支援サービスの充実」「保健医療体制の充実」「仕事と子育て両立のための環境整備」「地域で子どもがすこやかに育つ環境づくり」「子どもが生きる力を育む教育の推進」「障害のある子どもの自立と支援」「男女共同参画社会における子育て支援の推進」に関する施策を継承し事業を展開してきました。

また、「天理市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間中（平成27年度から令和元年度）には小規模保育事業等の整備や放課後児童クラブの定員を拡大するなど、すべての子どもと子育て家庭に対する支援を市民の皆様をはじめ地域の各種団体、企業、関連機関等とともに実行してきました。

このたび、新たに令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画の推進により、引き続き教育・保育ニーズに対する提供体制を確保し、本市が「子どもの最善の利益」を実現するためにふさわしい場となるよう充実した子育て支援体制を整えます。

## 2. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。社会情勢の変化に合わせて計画期間の中間年を目途として、計画の見直しを検討します。

図 計画期間



### 3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく法定計画です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体化したものです。

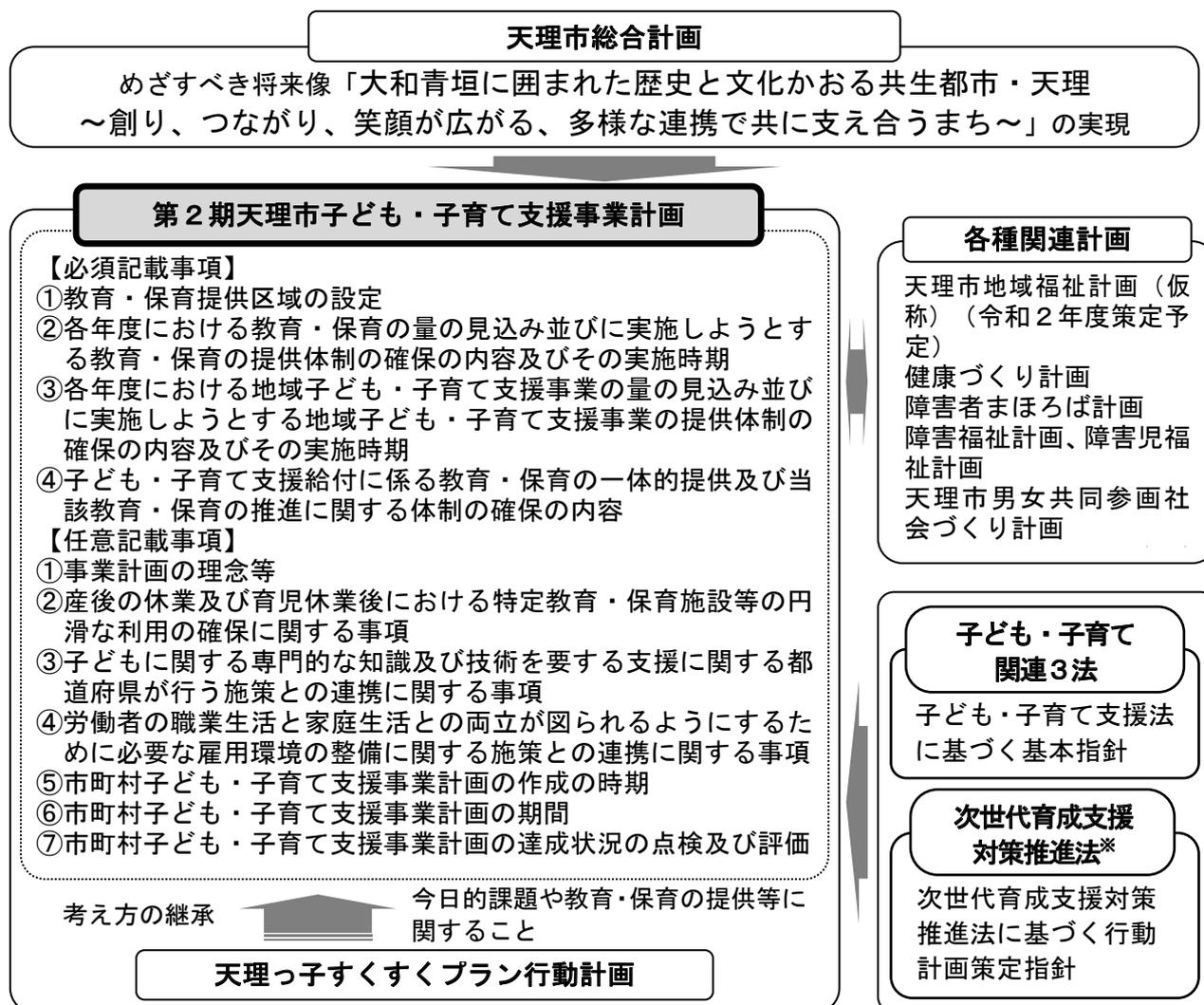
### 4. 計画対象

天理市在住のすべての就学前児童と小学校1～6年生の子どもやその子育て家庭が対象です。

### 5. 計画の位置づけ（関連計画）

天理市総合計画を最上位の計画として本計画を定めます。また、天理市の各種関連計画との整合性に留意して策定します。

図 計画の全体像



※次世代育成支援対策推進法は平成26年に10年間の期間延長が閣議決定されており、次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしています。ただし、地方公共団体による行動計画の策定は子ども・子育て関連3法により事業計画の作成が義務づけられることに伴い任意化されています。

## 6. 計画策定の体制

### (1) 天理市子ども・子育て会議

「天理市子ども・子育て会議」は「天理市子ども・子育て会議条例」によって開催され、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業者・学識経験者等の幅広い分野の委員が参画しています。会議では、調査等から導かれた子ども・子育て支援のニーズ等を踏まえて本計画について検討を行いました。

### (2) 子育て支援連絡調整会議

「天理市子育て支援連絡調整会議」は「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて関係機関の参画により実施し、毎年「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況を点検してきました。「第1期天理市子ども・子育て支援事業計画」の理念を本計画に引き継ぎ、今後も本会議において子ども・子育て支援のあり方を協議します。

### (3) 令和元年度天理市子育てアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。また、子ども・子育て支援制度に関する需要量等も把握しています。

### (4) パブリックコメント

令和元年12月25日～令和2年1月24日にかけて、市のホームページや公民館、図書館で本計画の計画素案を公開し市民からの意見を募集しました。

## 第2章 天理市の子ども・子育ての状況

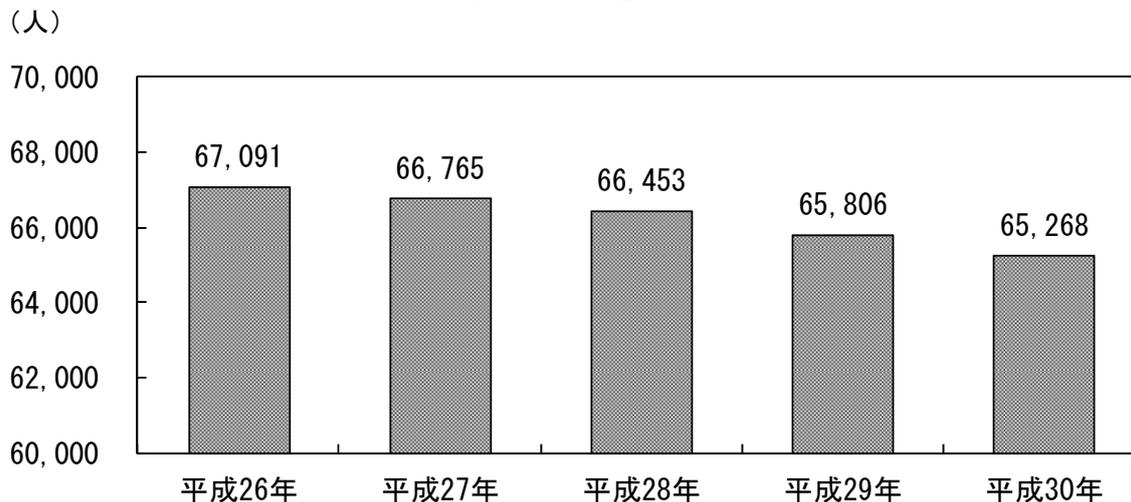
## 1. 本市の子どもと子どものいる世帯を取り巻く概況

### (1) 人口・世帯等について

#### ①市全体の状況

本市の人口の推移をみると、毎年減少しており平成30年は65,268人となっています。

図 人口の推移

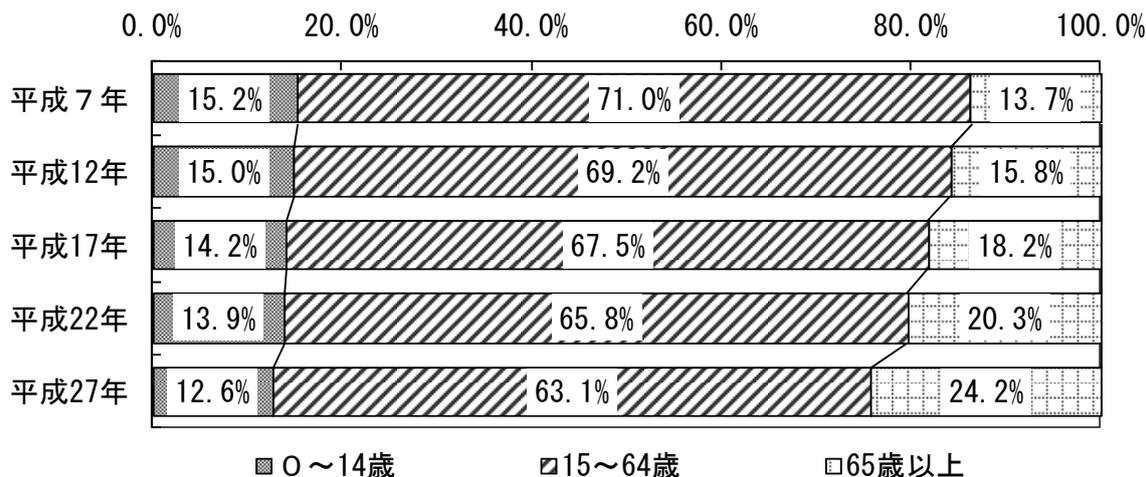


\*各年3月31日現在。

資料：住民基本台帳

本市の年齢別人口比率の推移をみると、「65歳以上」が年々増加しており、平成22年以降は2割以上を占めています。「0～14歳」と「15～64歳」はともに減少傾向にあり、少子高齢化の傾向が表れています。

図 年齢別人口比率の推移

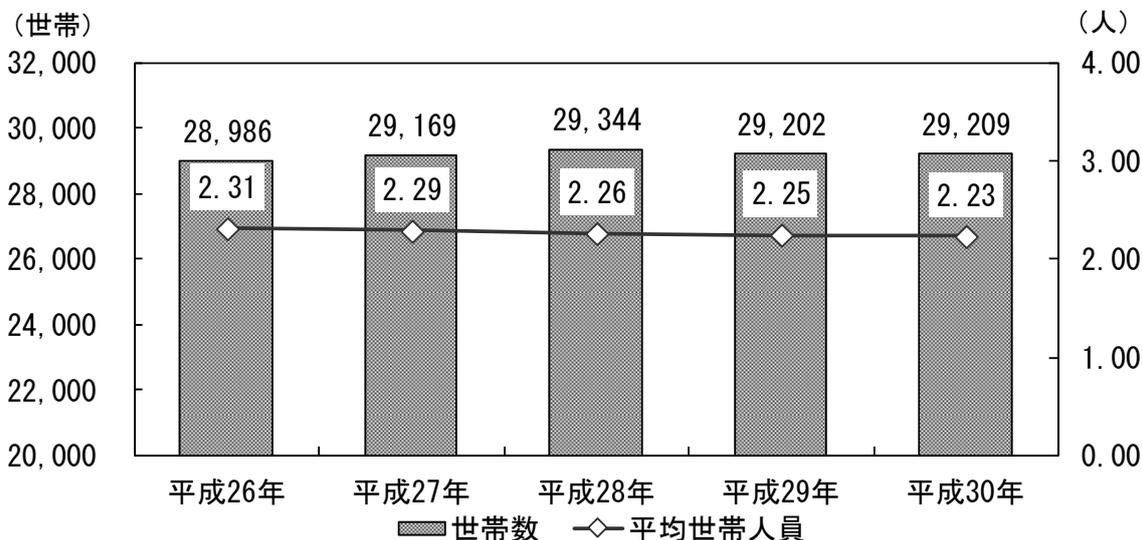


\*年齢不詳を含む総数が母数。各年10月1日現在。

資料：国勢調査

本市の世帯数の推移をみると、平成27年以降は29,200世帯前後で推移しており、平成26年(28,986)と平成30年(29,209世帯)を比べると、223世帯増加しています。また、平均世帯人員の推移をみると毎年わずかに減少しており、世帯の小規模化が緩やかに進んでいます。

図 世帯数と平均世帯人員の推移



\* 各年3月31日現在。

資料：住民基本台帳

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成26年から平成29年にかけて県の値を上回っています。また、平成29年は1.50となっており、県(1.33)、全国(1.43)よりも高くなっています。

表 合計特殊出生率の推移

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
天理市	人	1.32	1.44	1.40	1.50
奈良県	人	1.27	1.35	1.36	1.33
全国	人	1.42	1.45	1.44	1.43

\* 各年3月31日現在。

資料：住民基本台帳

本市の出生児数の推移をみると、平成27年に増加していますが概ね減少傾向にあり、平成30年は489人となっています。出生率は平成26年から平成29年に8.00%以上で推移してましたが、平成30年は7.49%となっています。

表 出生児数と出生率の推移

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生児数	人	555	595	549	548	489
出生率	%	8.27	8.91	8.26	8.33	7.49

\* 出生率は人口千人に対する出生数。

\* 各年3月31日現在。

資料：住民基本台帳

## ②校区別の状況

## ア. 小学校区別の人口及び世帯等の推移

小学校区別の人口及び世帯等の推移をみると、山の辺と井戸堂では人口・世帯数ともに増加しています。それ以外の校区では、人口はいずれの校区も減少しており、世帯数は前栽、二階堂、朝和、柳本は増加、丹波市、福住、櫛本は減少しています。

表 小学校区別の人口及び世帯等の推移

	人口（人）		人口の増減	世帯数（世帯）		平成30年世帯人員（人）
	平成26年	平成30年		平成26年	平成30年	
丹波市	9,015	8,628	-387	4,536	4,510	1.91
山の辺	8,059	8,114	55	4,273	4,322	1.88
井戸堂	3,658	3,777	119	1,287	1,391	2.72
前栽	16,601	16,192	-409	6,859	6,879	2.35
二階堂	6,485	6,346	-139	2,716	2,792	2.27
朝和	9,164	8,822	-342	3,505	3,552	2.48
福住	1,442	1,250	-192	582	541	2.31
櫛本	7,139	6,840	-299	3,071	3,045	2.25
柳本	5,528	5,299	-229	2,157	2,177	2.43
合計	67,091	65,268	-1,823	28,986	29,209	2.23

\*各年4月1日現在。

資料：住民基本台帳

## イ. 中学校区別の人口及び世帯等の推移

中学校区別の人口及び世帯等の推移をみると、人口はいずれの校区も減少しています。世帯数は南、西は増加、北、福住は減少しています。

表 中学校区別の人口及び世帯等の推移

	人口（人）		人口の増減	世帯数（世帯）		平成30年世帯人員（人）
	平成26年	平成30年		平成26年	平成30年	
北	24,213	23,582	-631	11,880	11,877	1.99
南	18,350	17,898	-452	6,949	7,120	2.51
福住	1,442	1,250	-192	582	541	2.31
西	23,086	22,538	-548	9,575	9,671	2.33
合計	67,091	65,268	-1,823	28,986	29,209	2.23

\*各年4月1日現在。

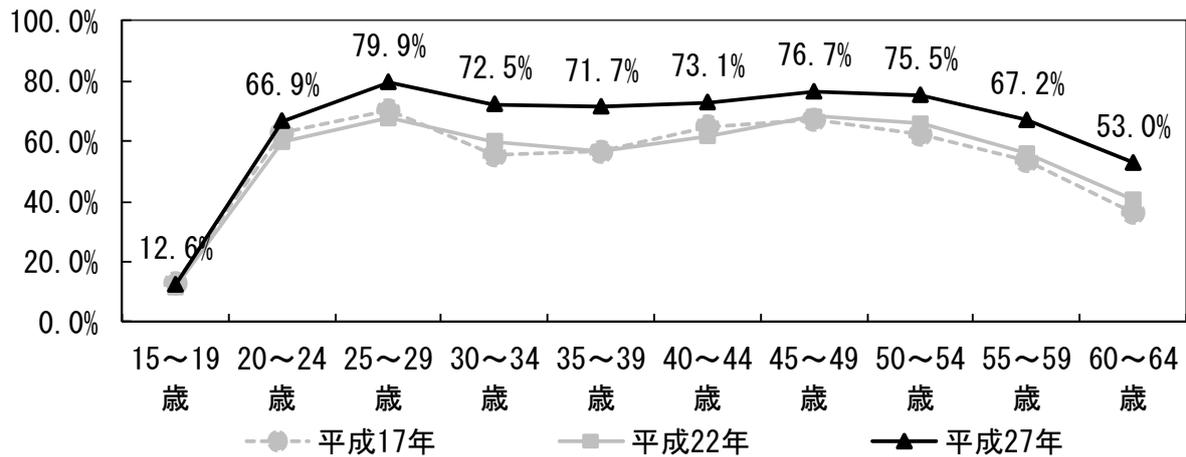
資料：住民基本台帳

## (2) 女性の就労状況について

### ①女性の労働力率について

本市の女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成17年、平成22年に比べると20歳以上の各年齢で労働力率が上昇しています。また、25～29歳をピークに30歳代の労働力率が低下し「M字カーブ」を描いていますが、その形状は台形に近づいています。

図 女性の年齢別労働力率の推移



\* 各年10月1日現在。

資料：総務省「国勢調査」

## 2. 「天理市子ども・子育て支援事業計画」の推進状況

### (1) 幼児期の学校教育・保育の需給状況

保育の必要性の認定状況をみると、1号認定は計画値より少ないものの横ばいで推移しています。2号認定のうち「幼稚園利用のみの家庭」の子どもは計画値より少ないものの、平成28年度以降概ね20人前後で推移しています。「認定こども園及び保育所」の利用希望がある子どもは概ね減少傾向にありますが、計画値を上回って推移しています。3号認定の0歳児は年々減少していますが、1・2歳児は概ね減少傾向にあるものの計画値を上回って推移しています。このことから、1・2歳の保育ニーズの高さがうかがえます。

表 保育の必要性の認定状況

上段：計画値、下段：実績値

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
① 1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	人	計画値	720	710	704	695	
		実績値	613	599	591	606	
② 2号認定 (共働きであるが幼稚園利用のみの家庭)	人	計画値	129	127	126	125	
		実績値	9	15	21	23	
③ 2号認定 (認定こども園及び保育所)	人	計画値	613	604	600	592	
		実績値	852	882	852	836	
④ 3号認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳	人	計画値	188	183	178	174
			実績値	183	139	146	126
	1・2歳	人	計画値	516	499	484	470
			実績値	609	541	622	543

\* 各年3月31日現在。

## (2) 保育所（園）の需給状況

保育所（園）の入所児童数と入所率の推移をみると、市立保育所（園）は毎年定員を上回る入所があり、入所率は100%を超えています。私立保育所（園）は平成27年以降は毎年定員を上回る入所があり、入所率は100%を超えています。

表 保育所（園）の入所児童数と入所率の推移

		単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市立	入所児童数	人	584	604	589	600	605
	定員	人	580	580	580	580	580
	入所率	%	100.6	104.1	101.5	103.4	104.3
私立	入所児童数	人	841	873	897	866	818
	定員	人	850	859	823	823	788
	入所率	%	98.9	101.6	108.9	105.2	103.8

\*各年3月1日現在。

資料：天理市児童福祉課

### 認可保育所

国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの。

〈中央保育所、南保育所、北保育所、嘉幡保育所、朝和保育園、柳本保育園、ひまわり保育園〉

### 認定こども園

保育所（園）と幼稚園が一体化して、保育所（園）と幼稚園の両方の機能をあわせ持った施設。保育所に通う子どもと、幼稚園に通う子どもが一体的に、教育・保育を受けます。

〈やまだこども園、カレス学園、前裁学園〉

### 認可外保育施設

園庭の広さなど様々な設置基準の関係で、国の認可を受けていない保育施設。

〈奈良東病院託児所、天理教婦人会天理託児所、憩の家めばえ託児所、天理教教庁託児所、高井病院託児所、花音保育園〉

### 小規模保育事業所

0～2歳の子どもを対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設です。

〈すくすく KIDS 広場、天理すこやか保育園、ニチイキッズ天理別所保育園〉

3月1日時点の保育所（園）別の入所児童数と入所率の推移をみると、市立保育所（園）ではやまだこども園を除く各園で入所率が100%を超えています。また、北保育所と嘉幡保育所では入所率が120%を超える年度もあり児童数が多くなっています。同様に、私立保育所（園）でも入所率は概ね100%を超えています。

表 保育所（園）別の入所児童数の推移

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市立	中央	人	171	178	169	172	173
	南	人	160	169	167	164	173
	やまだ	人	9	12	10	9	8
	北	人	123	130	130	132	127
	嘉幡	人	121	130	130	132	127
私立	カレス	人	114	115	113	123	124
	朝和	人	181	179	180	180	160
	ひまわり	人	172	173	175	174	173
	柳本	人	167	170	171	165	153
	前裁	人	207	220	244	228	196
	すくすくKIDS	人	—	7	9	10	9

\*各年度3月1日現在。

資料：天理市児童福祉課

表 保育所（園）別の入所率の推移

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市立	中央	%	106.9	111.3	105.6	107.5	108.1
	南	%	106.7	112.7	111.3	109.3	115.3
	やまだ	%	15.0	20.0	16.7	15.0	13.3
	北	%	111.8	118.2	118.2	120.0	115.5
	嘉幡	%	121.0	115.0	113.0	123.0	124.0
私立	カレス	%	76.0	82.7	103.5	95.6	111.4
	朝和	%	100.6	99.4	100.0	100.0	110.3
	ひまわり	%	101.2	101.8	102.9	102.4	101.8
	柳本	%	111.3	113.3	114.0	110.0	102.0
	前裁	%	103.5	110.0	122.0	114.0	98.0
	すくすくKIDS	%	—	77.8	100.0	111.1	100.0

\*各年度3月1日現在。

資料：天理市児童福祉課

### (3) 幼稚園の需給状況

市立幼稚園の在籍園児数と充足率の推移をみると、収容可能人数は毎年1,630人ですが、在籍園児数が減少傾向にあり、収容可能人数に対する充足率も毎年少しずつ減少しています。

表 市立幼稚園の在籍園児数と充足率の推移

		単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市立	在籍園児数	人	631	620	606	597	572
	収容可能人数	人	1,630	1,630	1,630	1,630	1630
	収容可能人数に対する充足率	%	38.7	38.0	37.2	36.6	35.1

\* 参考値として私立では平成31年現在で在籍園児数(151人)、収容可能人数(330人)、収容可能人数に対する充足率(45.7%)となっています。ただし市外からの園児を含んでいます。

\* 5月1日現在。

資料：天理市教育委員会

#### 幼稚園(通常就園時間)

満3歳から小学校就学までの幼児を対象とした教育施設。

幼稚園別の在籍園児数の推移をみると、丹波市幼稚園と前栽幼稚園では平成26年から平成30年にかけて児童数が20人以上減少しています。

表 幼稚園別の在籍園児数の推移

		単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市立	丹波市	人	64	66	61	49	42
	山の辺	人	55	49	55	49	58
	井戸堂	人	52	65	64	67	57
	前栽	人	201	192	181	181	167
	二階堂	人	62	60	62	63	69
	朝和	人	78	75	75	80	75
	やまだ	人	8	9	—	—	—
	櫛本	人	62	65	73	63	56
	柳本	人	49	39	35	45	48

\* 参考値として私立では平成31年現在で天理109人、カレス42(13)(括弧内は在籍人数の内、市外からの通園児)となっています。

\* 5月1日現在。

資料：天理市教育委員会

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の需給状況

#### (1) 地域の子育て支援について

本市では行政と市民の協働等により在宅の子育て家庭の支援を含む地域の子育て支援を拡充してきました。その取組として、地域子育て支援拠点の拡充（ひろば型やセンター型）や、乳児家庭全戸訪問事業、公民館での出前保育、年齢別の子育て教室、幼稚園、保育所（園）の園庭開放、幼稚園での預かり保育・未就園児の親子登園、子育てサポートクラブの展開、自主活動による市民の子育てサロンの運営等を行っています。今後の課題として、支援を必要とする子育て家庭をサービス利用へつなぐコーディネーターの役割が必要です。

#### (2) 在宅児童の現状

在宅児童の現状をみると、在宅児童比率は0歳（84.9%）が最も高く、次いで1歳（59.6%）、2歳（46.7%）となっており、3歳以上では1割未満となっています。就学前児童全体では、34.1%の児童が在宅で過ごしています。

表 在宅児童の現状

	単位	就学前 児童数 (A)	保育所(園) 入所児童数 (B)	市内幼稚園 在籍園児数 (C)	市外幼稚園 在籍園児数 (D)	認可外施設 (託児所等) 入所児童数 (E)	合計 (F=B+C +D+E)	在宅児童数 (G=A-F)	在宅児童 比率 (G/A)
0歳	人	470	71	—	—	—	71	399	84.9%
1歳	人	547	221	—	—	—	221	326	59.6%
2歳	人	493	263	—	—	—	263	230	46.7%
3歳	人	536	256	234	7	—	497	39	7.3%
4歳	人	505	248	216	12	—	476	29	5.7%
5歳	人	535	253	248	4	—	505	30	5.6%
合計	人	3,086	1,312	698	23	—	2,033	1,053	34.1%

\* 就学前児童数とは4月1日現在、住民基本台帳から把握できる0～5歳児。

\* 令和元年5月1日現在。

資料：天理市児童福祉課

#### ①時間外保育事業

時間外保育事業は計画策定時点の供給量が需要量を上回っており必要見込み量が発生しないため、供給体制の維持を目指してきました。実績値をみると、需要量の見込みに対して供給量が上回っています。

表 時間外保育事業の需給状況（市全体）

		単位	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
計画値	需要量	人	348	340	334	327
	計画策定時の供給量	人	705	705	705	705
	必要見込み量	人	—	—	—	—
実績値	供給量	人	653	661	632	634

## ②学童保育所（放課後児童健全育成事業）

学童保育所が未設置の福住小学校区や、1クラブあたりの利用希望者が多い櫛本小学校区をはじめとする全校区において、学校の余裕教室の有効活用を検討するなどして必要見込量を確保できるよう、供給体制の確保に努めてきました。実績値をみると、櫛本小学校区では計画期間を通して供給量が需要量を下回っています。

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需給状況（小学校区）

小学校区	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
		需要量	供給量	需要量	供給量	需要量	供給量	需要量	供給量
丹波市	人	111	123	105	103	104	114	89	115
山の辺	人	47	37	49	38	50	46	53	58
井戸堂	人	36	35	34	55	35	59	28	78
前栽	人	159	162	163	178	165	188	147	197
二階堂	人	46	54	47	51	46	58	42	78
朝和	人	90	91	99	96	106	110	101	128
福住	人	8	0	7	0	7	0	6	0
櫛本	人	71	67	70	54	66	51	60	45
柳本	人	27	36	30	42	28	56	23	60

## ③子育て短期支援事業（ショートステイ）

計画期間中、計画策定時点の供給量を上回る需要量の発生が見込まれたため、関係事業者に働きかけを行うなどして箇所数の増加等によって受け入れ枠の拡大に努めました。実績値をみると、平成 28 年度以降は供給量が需要量を上回っています。

表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の需給状況（市全体）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	需要量	人日/年	51	50	49	48
	計画策定時の供給量	人日/年	40	40	40	40
	必要見込み量	人日/年	11	10	9	8
	確保方策	箇所	3箇所又は4箇所	3箇所又は4箇所	3箇所又は4箇所	3箇所又は4箇所
実績値	供給量	人日/年	36	50	50	107

## ④地域子育て支援拠点事業

平成31年度（令和元年度）現在、本市で一般型を5箇所、一般型（出張ひろば）を1箇所展開しています。実績値をみると、平成29年度に施設数が5箇所に増えたことに伴い供給量も増加しています。また、計画期間を通して供給量が需要量を上回っています。

表 必要見込み量と確保方策（市全体）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	需要量	人回/年	4,313 (8,626)	4,182 (8,364)	4,055 (8,110)	3,945 (7,890)
	計画策定時の供給量	人回/年	6,530	6,530	6,530	6,530
	必要見込み量	人回/年	-2,217	-2,348	-2,475	-2,585
実績値	供給量	人回/年	14,745	14,818	18,917	18,298
	施設数	箇所	4	4	5	5

\* 需要量の括弧内の数値は、利用者を親子1組2人として換算した場合の延人数を示しています。

## ⑤一時預かり事業

## (ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

計画期間中、需要量が計画策定時の供給量を上回ることを見込み、関係事業者に働きかけを行うなどして実施園を確保し受け入れ枠の拡大に努めました。実績値をみると、平成28年度以降は供給量が需要量を上回っています。

表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の需給状況（市全体）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	需要量	人日/年	12,364	12,192	12,102	11,938
	計画策定時の供給量	人日/年	9,828	9,828	9,828	9,828
	必要見込み量	人日/年	2,536	2,364	2,274	2,110
実績値	供給量	人日/年	11,796	12,276	14,107	16,124
	施設数	箇所	8	8	8	8

## (イ) 2号認定による定期的な利用とそれ以外の一時預かり事業

本市では、現在7箇所まで2号認定による定期的な利用以外の一時預かり事業を実施しており、既存施設等の社会資源の活用を検討して一時預かりの機能拡充を図ってきました。

預かり保育と2号認定による定期的な利用以外の多数の需要を見込んでいましたが、供給量の実績は需要量より大幅に少なくなっています。

表 2号認定による定期的な利用とそれ以外の一時預かり事業の需給状況（市全体）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
計画値	需要量	2号認定による定期的な利用	人日/年	32,148	31,700	31,466	31,038
		上記以外（預かり保育と2号認定による定期的な利用以外）	人日/年	18,901	18,377	17,894	17,447
	計画策定時の供給量 ※上記以外のみ		定員、 人日	16,016	16,016	16,016	16,016
	必要見込み量		人日	2,885	2,361	1,878	1,431
			人	962	787	626	477
確保方策：一時預かり事業 （在園児対象型を除く）		人日	—	—	1,878	1,431	
実績値	供給量		人日/年	7,522	7,483	7,429	7,510
	施設数		箇所	7	7	7	7

\* 2号認定（3～5歳の保育認定）は通常の教育・保育施設での対応によって賄うため必要見込み量には影響しません。それ以外の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

## ⑥病児保育事業

本市では病児保育事業について圏域での広域利用を推進し、田原本町と提携しています。今後は引き続き田原本町と連携しながら、現状の供給水準の維持に努めます。また、保育所での実施、広域での協力等を関係機関とともに検討し、事業の拡充に向けて様々な方法を調査・研究していきます。

表 病児保育事業の需給状況（市全体）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
計画値	需要量		人日/年	576	563	553	541
	計画策定時の供給量		人日/年	920	920	920	920
	必要見込み量		人日/年	—	—	—	—
実績値	供給量（登録者数）		人日/年	3	5	5	9
	供給量（利用数）		人日/年	0	0	0	2

## ⑦子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）の潜在的なニーズに応えられる体制を築くため、市内各地での会員の拡充を図り、子育て家庭にとってより身近な地域で依頼・援助活動が行えるように、双方のニーズを丁寧に繋ぐ仕組みづくりに努めてきました。

会員の状況をみると、依頼会員は平成27年には306人でしたが平成28年度以降は200人台に減少しています。ただし、平成28年度以降、毎年度少しずつ増加しています。また、援助会員は毎年度増加しており、平成30年度は151となっています。実績値をみると、計画策定時の供給量を下回っており、需要量との差が大きくなっています。

表 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）の現状

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員	人	306	200	205	216
援助会員	人	134	138	145	151
両方会員	人	20	21	21	21

表 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）の需給状況

			単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	需要量	低学年	人日/年	289	285	275	271
		高学年	人日/年	0	0	0	0
	計画策定時の供給量		人日/年	73	73	73	73
	必要見込み量		人日/年	216	212	202	198
	確保方策：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）		人日	—	—	—	—
実績値	供給量	人日/年	39	53	6	1	

\*平成29年度、平成30年度は定期的に利用していた方の利用がなくなったため、大幅な減少となりました。

## ⑧乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業を実施し、市役所の各課の連携の基で民生・児童委員が各家庭を回って養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行いました。

表 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（市全体）

平成30年度	
対象家庭の訪問達成率	81%（358件）

## ⑨養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要と認められる児童や保護者などに対して、養育支援訪問事業を実施しました。

表 養育支援訪問事業の実施状況（市全体）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	需要量	人	23	22	20	20
	計画策定時の供給量	人	23	22	20	20
	必要見込み量	人	—	—	—	—
実績値	供給量	人	12	13	4	16

## ⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦健康診査や相談事業、産前産後サービスの実施などによって、出産前後の一貫した支援に努めてきました。また、妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診等の費用の一部補助を実施しました。

表 妊婦に対して健康診査を実施する事業の実施状況（市全体）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	件	7,686	7,484	7,257	7,081
実績値	件	6,679	6,130	6,429	5,826

## ⑪利用者支援事業

一人一人の子どもがすこやかに成長することができるように、妊娠前後を含め、子ども及びその保護者が教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に受けられるように、情報集約を行うとともに、専門家による相談支援を実施し、関係機関との連絡調整を行い、本人自身で各種サービスを選択できるような体制及び環境づくりに努めました。

表 利用者支援事業の実施状況（市全体）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	需要量	箇所	0	0	1	1
	計画策定時の供給量	箇所	0	0	0	0
	必要見込み量	箇所	0	0	1	1
実績値	供給量	箇所	0	0	1	1

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付について検討を行いましたが、実施には至りませんでした。しかし、本市では所得に応じて保育料の減免措置を行うなど、各種の利用者負担の軽減措置を講じることでより低所得世帯の負担軽減を図っています。

## 4. 要保護・要支援児童について

### (1) 要保護児童について

#### ①子どもの虐待に関する本市の現状

天理市要保護児童対策地域協議会への平成30年度児童虐待通告件数は、182件と年々増加しています。

平成25年度以後の児童虐待通報では保健センターからの通告が最も多く、次に、こども家庭相談センター・学校等となっています。また、最近では近隣からの泣き声通告も多く、児童虐待防止啓発ビラ等の配布による効果も考えられます。

#### ②子どもの虐待を防止するための取組

##### ア. 虐待の早期発見・早期支援の実施

乳幼児健康診査や各種相談・乳幼児家庭全戸訪問事業の実施に加え、平成29年度に妊娠期から子育て期まで一貫した支援が行える相談窓口として子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」を設立し、子育てサロンや各種教室などによって早期に状況を把握し、育児上の困難を抱える家庭の支援に努めてきました。

##### イ. 虐待防止及び必要な支援へつなげるための体制づくり

福祉・教育・保健・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を築くために天理市要保護児童対策地域協議会においてケースごとに受理会議を実施し、各関係機関と連携をとりながら各家庭・児童の情報共有に努めました。さらに、個別ケース検討会議等を開催し、その家庭に対し具体的な対応や支援の方法を話し合い実践しています。年1回の代表者会議では協議会の運営全体の見直しや検討を図るとともに要保護協議会として、代表者の方々に本市の取組や実情を周知し研修も実施しました。同様に3か月に1回の実務者会議では、ケース管理しているすべての家庭について検証し情報を共有しました。

##### ウ. 虐待防止のための啓発活動の実施

広報紙「町から町へ」に家庭児童相談室での相談窓口を掲載したり、11月のオレンジリボンキャンペーンを通して、各関係機関にも協力を依頼し、市内の多くの方々に虐待防止のための啓発を行っています。

## (2) 障害児支援について

### ①障害児支援に関する本市の現状

年々増加傾向にある障害のある子どもに対して、保育所（園）等で早急に受け入れ体制を拡充する困難さや、多様化する障害に対応するための専門的な課題等が生じています。また、家庭内では、障害のある子どもの育児への戸惑いや悩みが保護者の疲労につながるものがないよう、また保護者が孤立しないための支援が必要です。心理相談員による発達相談や保健師・保育士・教諭の見守りに加え、ペアレントトレーニングを行うなど、保護者の支援の拡充が必要です。

[平成30年度の状況]

- 公立保育所では40名、私立保育園では22名の障害のある子どもを受け入れています。
- 心理相談員（正規職員3名）を配置しています。
- 保育所（園）に受け入れた障害のある子どもに対して心理相談員の発達相談を実施し、保護者、保育士と共通理解を図り、保育、療育に生かしています。
- 市内9箇所の保育所（園）を定期的に巡回し、「障害がある」と診断されていないけれども、保育の中で気になる子どもがいた場合は、随時、発達相談を実施し、保護者、保育士と共通理解を図り、保育に生かしています。
- 保健センターの健診時に把握した児童の状況を、保護者の同意のもと日々の保育に生かしています。

### ②本市の障害児支援の取組

#### ア. 障害の早期発見・早期支援の実施

本市では障害の早期発見体制として健診の実施や、「すくすく教室」等の母子保健事業の充実を図っています。障害のある子どものいる家庭が地域で安心して生活できるように、各関係機関の連続性と密接な連携のもと、きめ細かな相談体制を築き保健・福祉・教育等のサービスの充実を図ることが必要となっています。さらに、障害のある子どもの発達段階に応じた適切な支援を行うための専門的なノウハウの共有と体制づくりや保護者への支援をより一層推進するために、早期発見・療育・生活支援の分野での一貫した支援体制の充実に努める必要があります。

#### イ. 療育の実施

「杉の子学級」において市内に住所を有する満1歳から就学前の児童で精神発達・運動・言語等に「遅れ」や「つまづき」を持つ子どもに対して、障害の内容を理解し心身の発達を促進するために、子どもとその保護者等がともに通園して療育指導を受けられるシステムを構築しています。

#### ウ. 教育・保育における障害児支援の実施

保健センター・児童福祉課・まなび推進課に心理相談員を1名ずつ常駐配置し、巡回相談を実施しています。幼稚園・保育所（園）では子どもの障害の程度に合わせて教諭・保育士を加配し、希望者がスムーズに幼稚園・保育所（園）へ入所できるように取組を進めてきました。学童保育所でも軽度の障害のある子どもが利用できるように運営内容の充実に努めてきました。

### (3) 親育ちの支援について

少子化や時代の流れとともに家族構成や地域の子育て環境が変化する中で、自分自身の子育てに疑問や不安を感じていても周囲に相談できずに、自信を持ってないまま子どもと接している保護者も少なくありません。本市では相談相手や支援を必要としている子育て家庭の困難な状況を受け止め、親子が地域から孤立することなく共に安心して過ごせるよう、妊娠期、出産期、育児期の年齢期ごと、あるいは子どもの成長段階に応じて乳幼児健診の機会や、子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」・保健センター・幼稚園・保育所（園）・教育総合センター等での相談や支援等を展開しています。一方、いずれの事業においても利用者の増加や相談ケース・課題の複雑化等が認められ、相談できる場や機会づくりの強化とともに専門的な支援の充実が求められています。今後は、保護者の親としての成長を見守るために、身近な場所で気軽に相談できる窓口や子どもとともに集えるような支援体制の強化が必要です。

## 5. 「天理市子育てアンケート」の結果（調査結果概要）

### （1）調査目的

天理市の子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するため就学前児童、小学生のいる家庭を対象にアンケート調査を実施しました。また、アンケート調査結果は本計画策定のための基礎資料としました。

### （2）調査方法

調査は就学前児童用と小学生用のアンケート票に分けて実施しました。特にことわりのない場合、封筒のあて名のお子さんについて保護者に回答をお願いしました。

表 調査の概要

	就学前児童	小学生
調査地域	天理市全域	
調査方法	調査は、保育所・幼稚園・小学校に通っている児童には施設・学校から直接配布、保育所・幼稚園に通っていない児童には郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を1回送付した。	
調査期間	平成31年4月26日～令和元年5月15日 (但し、令和元年5月24日までに回収できた調査票は集計の対象とした。)	
抽出方法	対象者を無作為抽出	
調査対象	平成31年4月1日現在の0～5歳児	平成31年4月1日現在の6～11歳児
調査対象数	1,000	500
有効回収数	441	203
無効回収数	0	0
有効回収率	44.1%	40.6%

### （3）調査結果の概要

#### ①あて名の子どもと保護者の属性（平成31年4月1日時点）

##### ア. 就学前児童の年齢

就学前児童の年齢をみると、「3歳」が22.2%と最も多く、次いで「2歳」（19.5%）となっています。

表 就学前児童の年齢

	回答数	構成比
0歳（平成30年4月以降の生まれ）	37	8.4%
1歳（平成29年4月～平成30年3月生まれ）	62	14.1%
2歳（平成28年4月～平成29年3月生まれ）	86	19.5%
3歳（平成27年4月～平成28年3月生まれ）	98	22.2%
4歳（平成26年4月～平成27年3月生まれ）	80	18.1%
5歳（平成25年4月～平成26年3月生まれ）	72	16.3%
無回答	6	1.4%
合計	441	100.0%

イ. 小学生の学年

小学生の学年をみると、「2年生」が26.1%と最も多く、次いで「1年生」(20.2%)となっています。

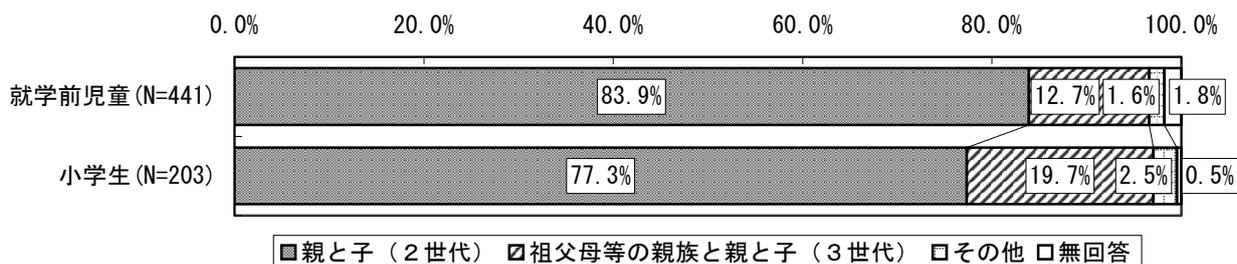
表 小学生の学年

	回答数	構成比
1年生	41	20.2%
2年生	53	26.1%
3年生	30	14.8%
4年生	36	17.7%
5年生	22	10.8%
6年生	20	9.9%
無回答	1	0.5%
合計	203	100.0%

ウ. 家族構成

家族構成をみると、就学前児童・小学生の家庭ともに「親と子(2世代)」(83.9%、77.3%)が最も多く、次いで「祖父母等の親族と親と子(3世代)」(12.7%、19.7%)となっています。

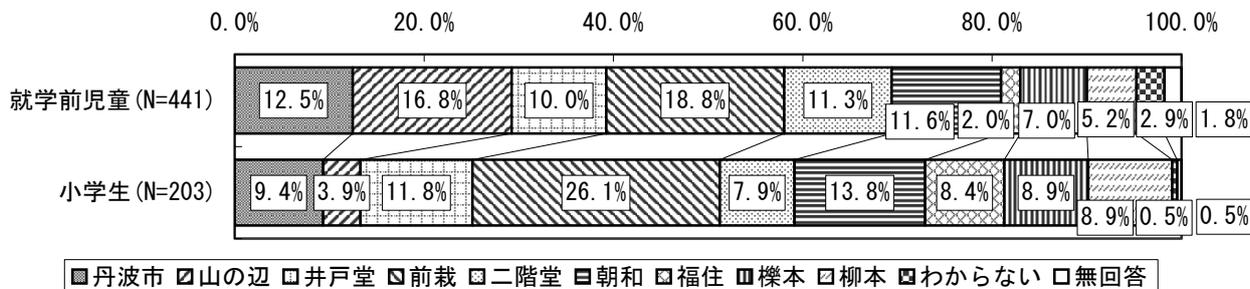
図 家族構成



エ. 小学校区

小学校区をみると、就学前児童の家庭では「前栽」(18.8%)が最も多く、次いで「山の辺」(16.8%)、「丹波市」(12.5%)、「朝和」(11.6%)となっています。小学生の家庭では「前栽」(26.1%)が最も多く、次いで「朝和」(13.8%)、「井戸堂」(11.8%)となっています。

図 小学校区

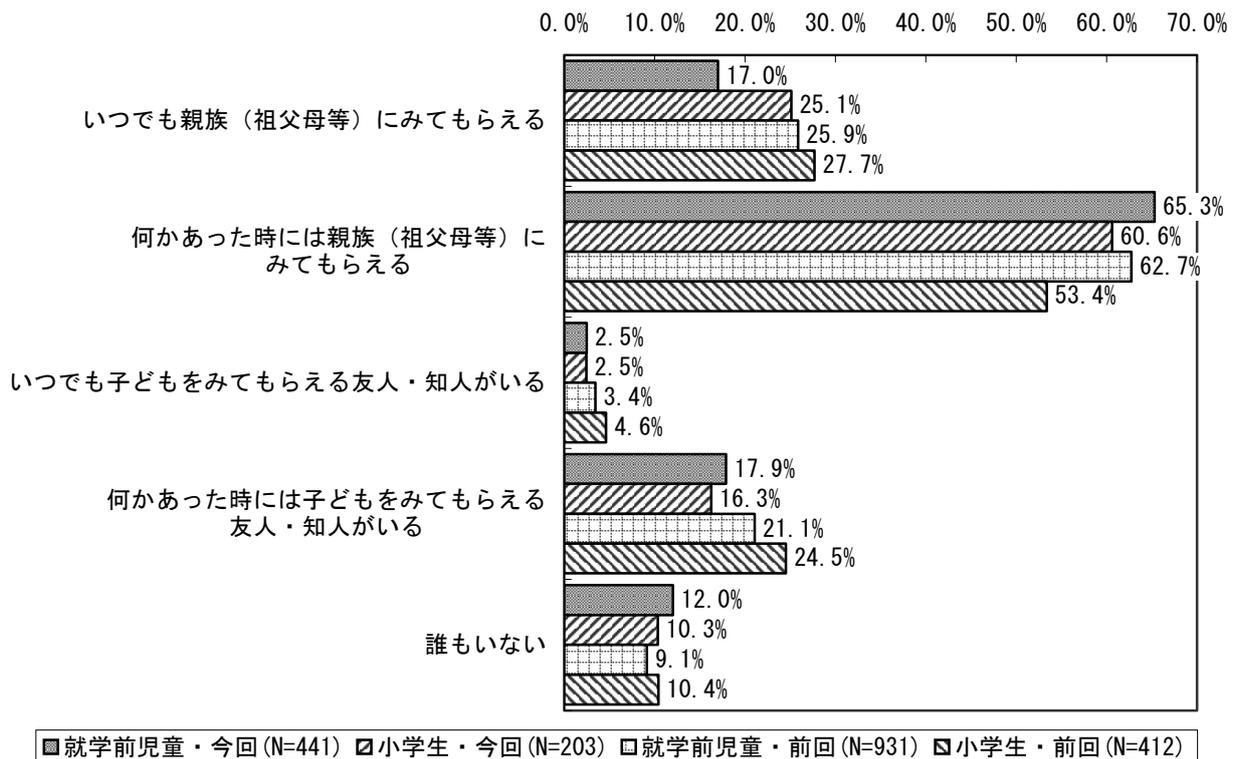


②子育て環境について

ア. 日頃、親族・知人に子どもをみてもらえるか

日頃、親族・知人に子どもをみてもらえるかをみると、就学前児童・小学生の家庭ともに「何かあった時には親族（祖父母等）にみてもらえる」（65.3%、60.6%）が最も多くなっています。一方、「誰もいない」は就学前児童・小学生の家庭ともに1割以上となっており、就学前児童の家庭では前回よりやや多くなっています。

図 日頃、親族・知人に子どもをみてもらえるか



子育て環境について

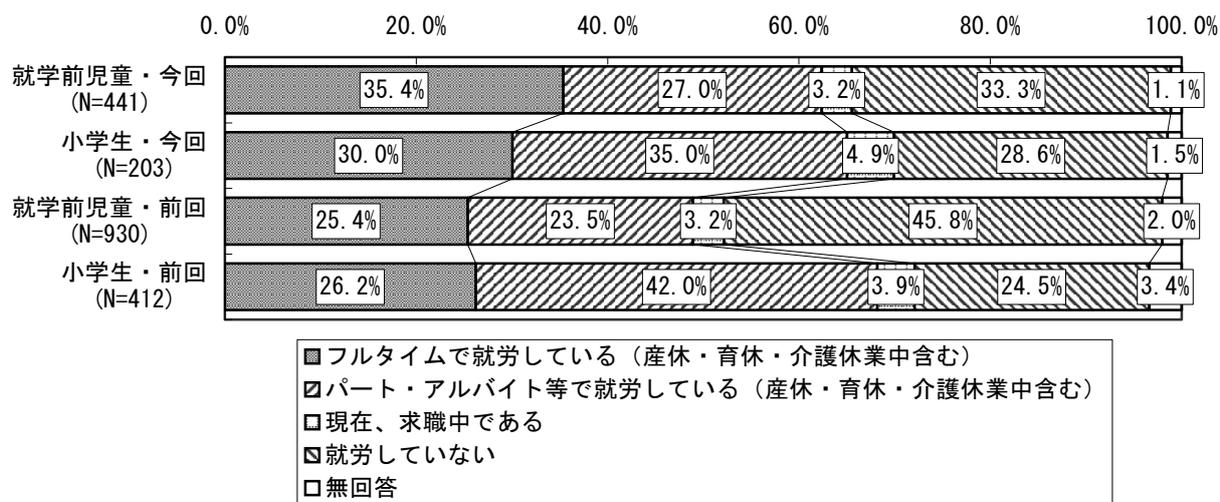
- 親族や知人の子育てによる子育てのサポートが得られる環境がある人がいる一方で、孤立した状態で子育てをしている可能性がある家庭も存在しています。様々な機会をとらえて各家庭の育児環境を適切に把握し、情報提供や相談により必要な子育て支援につなげることが大切です。
- 子育て世帯や子どもたちとの地域共生の視点を持ちながら市域全体や校区、隣近所等様々な単位における子育て支援の在り方を検討していくことが重要です。

### ③保護者の就労状況について

#### ア. 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、フルタイム、パート・アルバイト等に関わらず、現在就労している（産休・育休・介護休業中含む）母親は就学前児童の母親が62.4%、小学生の母親が65.0%となっています。前回調査と比較すると現在就労している母親は就学前児童の母親では前回（48.9%）より13.5ポイント多くなっていますが、小学生では前回（68.2%）より3.2ポイント少なくなっています。

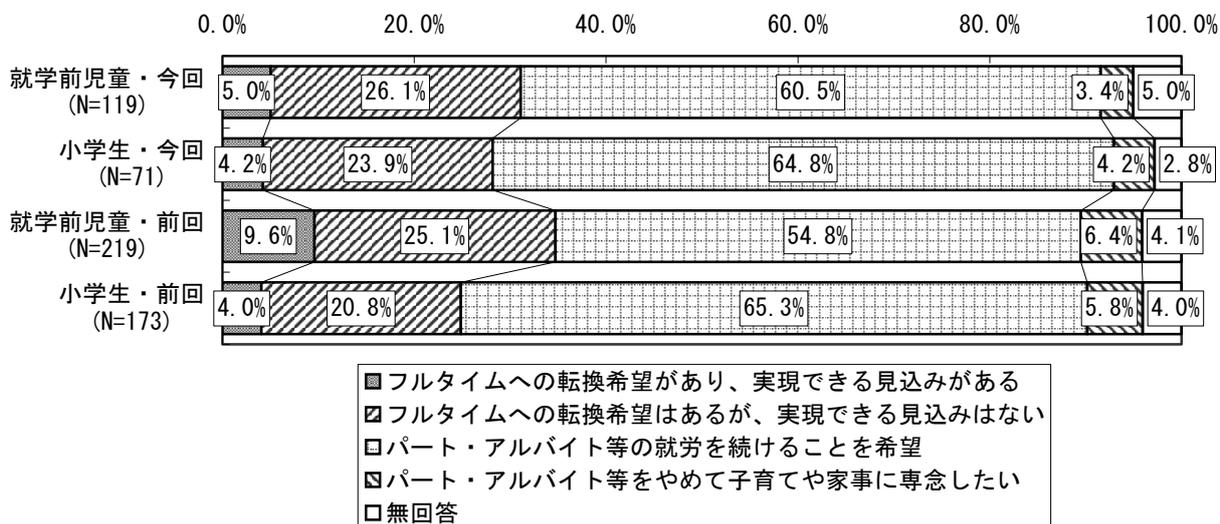
図 母親の就労状況



#### イ. パート・アルバイト等で就労している父母のフルタイムへの転換希望

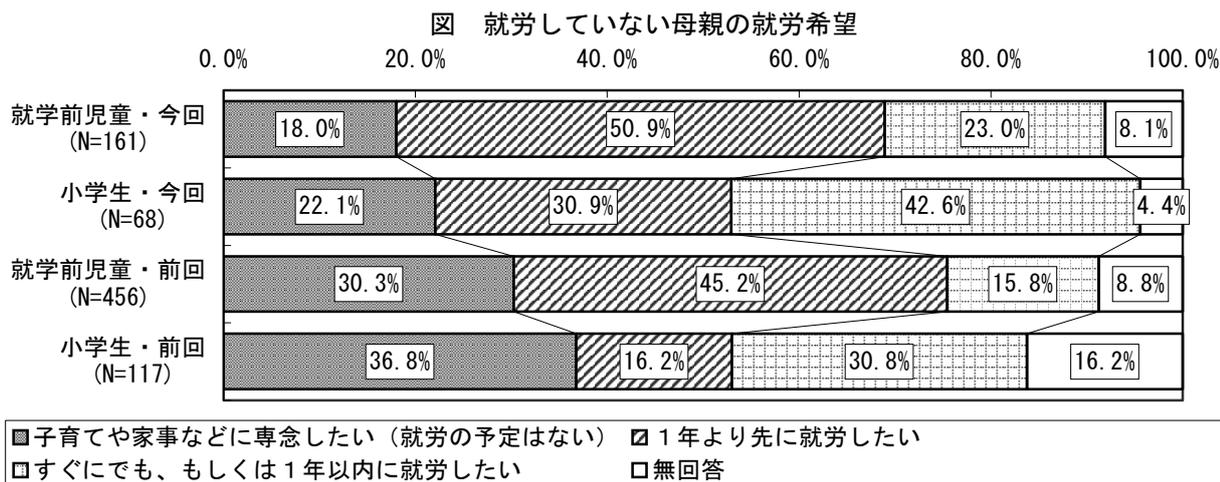
パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望を見ると、実現できる見込みの有無にかかわらず転換希望がある人は就学前児童の母親が31.1%、小学生の母親が28.1%となっています。前回調査と比較すると、フルタイムへの転換希望がある人は就学前児童の母親は減少していますが、小学生の母親は3.3ポイント多くなっています。また、就学前児童の母親では実現できる見込みがある人が4.6ポイント少なくなっています。

図 パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望



### ウ. 就労していない親の就労希望

就労していない母親の就労希望をみると、就学前児童の母親では「1年より先に就労したい」(50.9%)が最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(23.0%)となっています。小学生の母親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(42.6%)が最も多く、次いで「1年より先に就労したい」(30.9%)となっています。前回調査と比較すると、就学前児童・小学生の母親ともに就労を希望する人が増加しています。



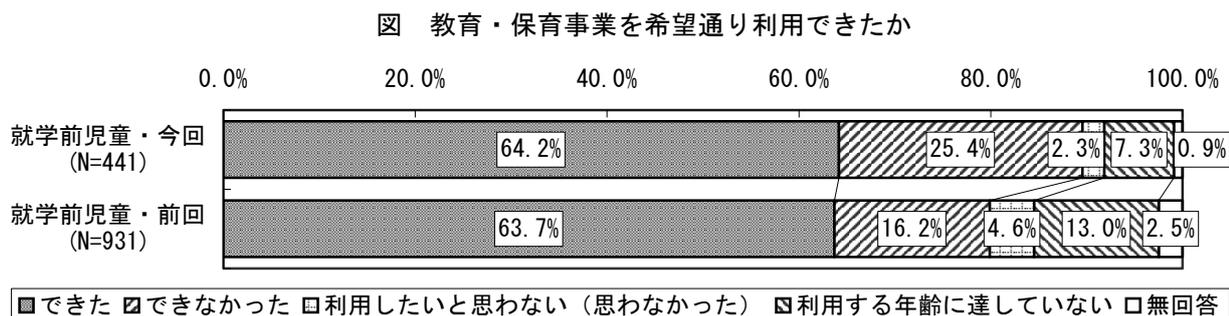
### 保護者の就労状況について

●就学前児童の母親、小学生の母親ともに就労している人が6割以上を占め、現在就労していない人の就労意向も7割以上と高くなっており、今後、教育・保育施設の充実や就労中の子どもの預かりサービスの充実に対するニーズはますます高まっていくと考えられます。一方で、フルタイムへの転換を希望していながら、実現できる見込みがある人は1割未満と少ない状況もみられます。各家庭の子育ての状況に配慮し、保護者が希望する形態での就労を実現できるよう雇用機会の確保が必要です。

### ④就学前児童の定期的な教育・保育事業について

#### ア. 教育・保育事業を希望通り利用できたか

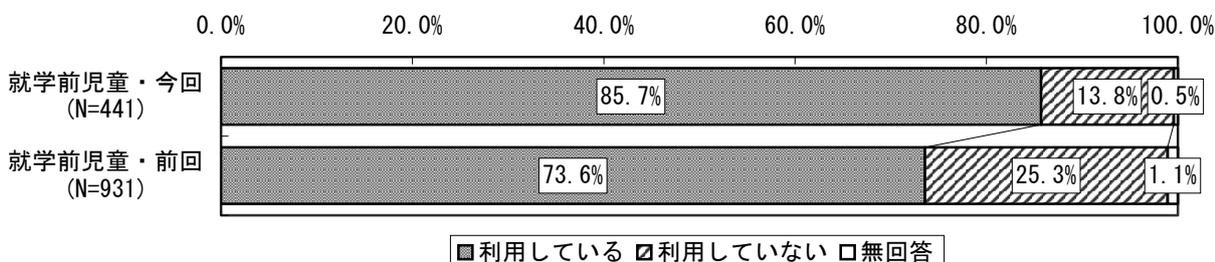
就学前児童について教育・保育事業を希望通り利用できたかをみると、「できた」が64.2%と最も多く、次いで「できなかった」(25.4%)となっています。前回調査と比較すると、「できなかった」が前回(16.2%)より9.2ポイント多くなっています。



イ. 現在の教育・保育事業の利用状況

就学前児童について現在の教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」は85.7%となっており、前回調査と比較すると12.1ポイント多くなっています。

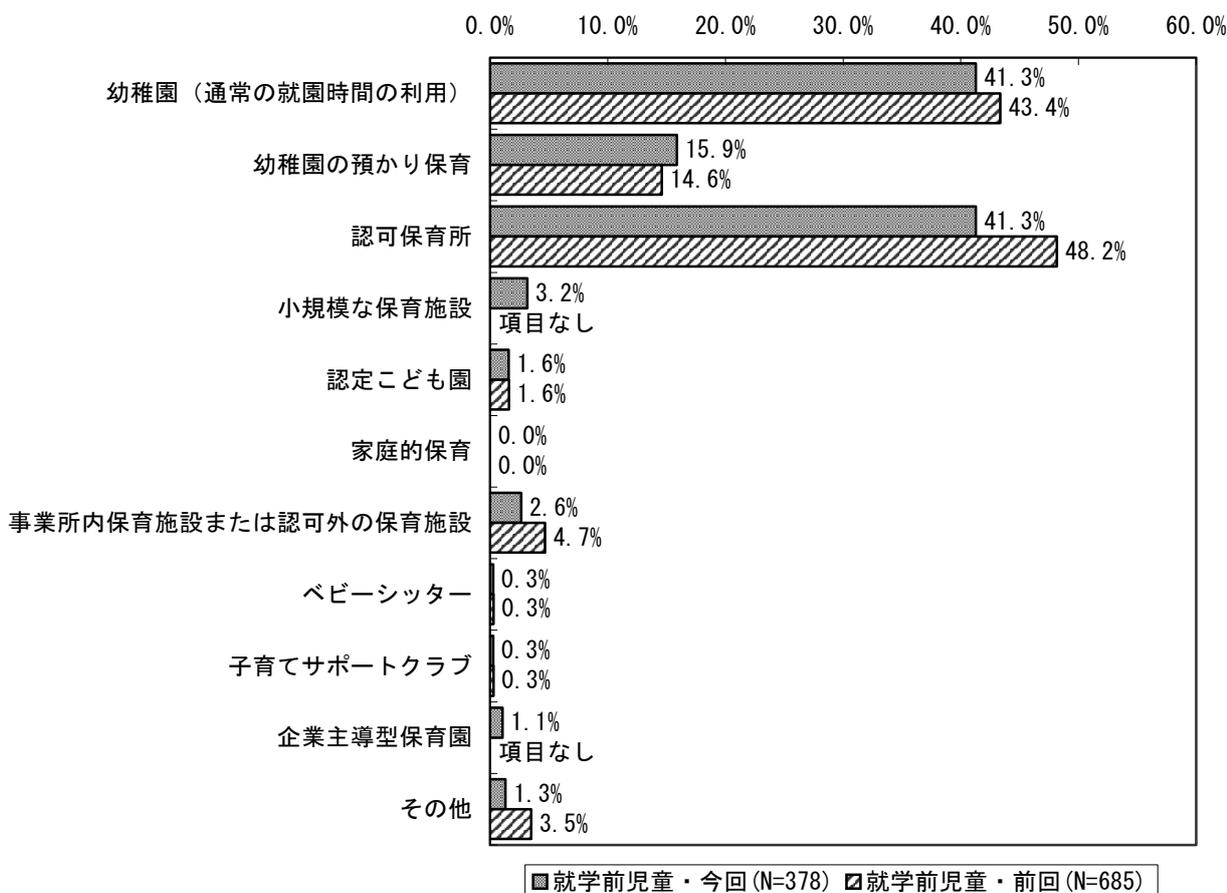
図 現在の教育・保育施設の利用状況



ウ. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童について平日の定期的な教育・保育事業を利用している人の利用状況をみると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」と「認可保育所」がともに41.3%で最も多くなっています。前回調査と比較すると、「認可保育所」は前回（48.2%）を6.9ポイント下回っています。

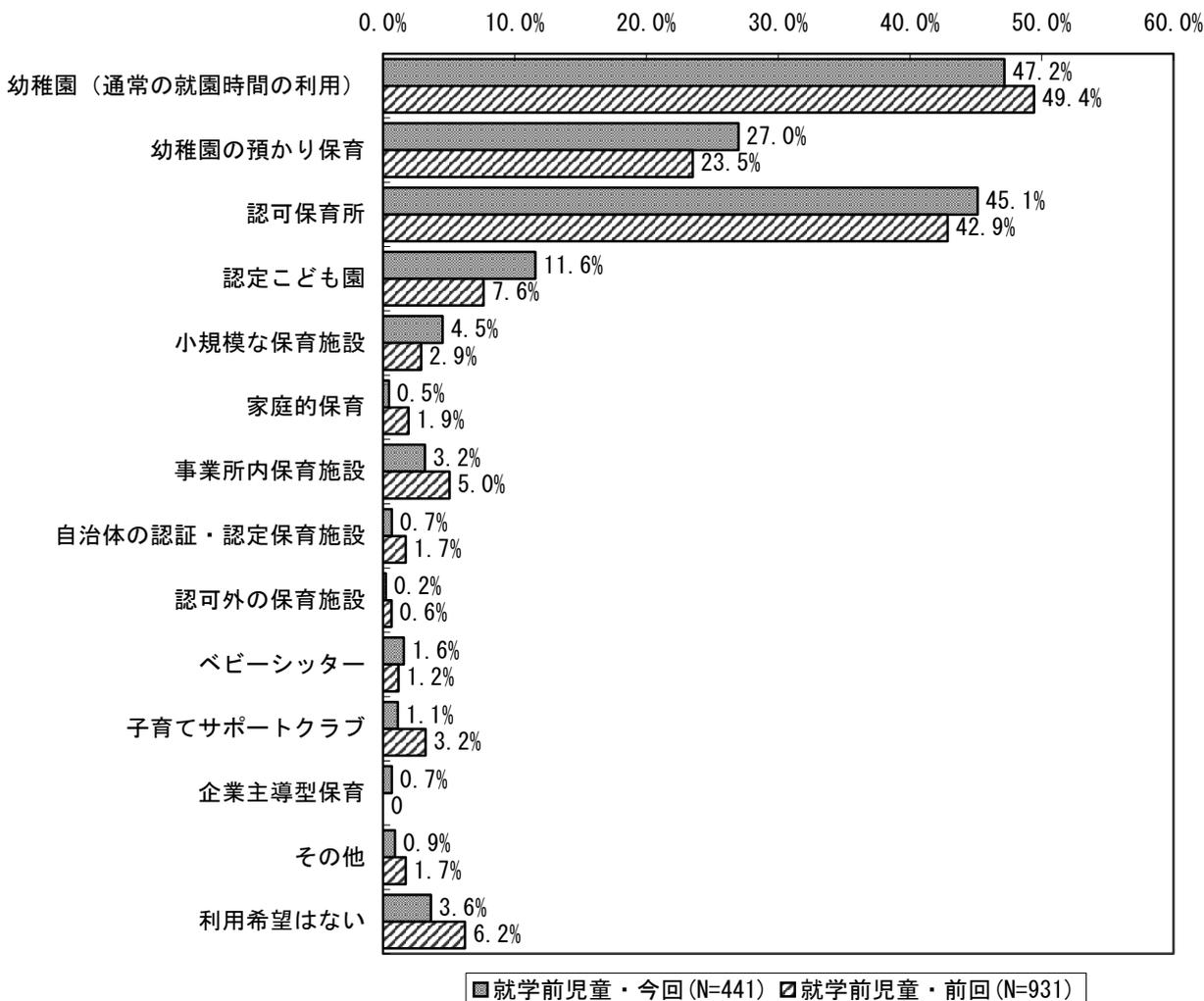
図 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



エ. 今後定期的に利用したい教育・保育事業

就学前児童について今後定期的に利用したい教育・保育事業をみると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（47.2%）が最も多く、次いで「認可保育所」（45.1%）、「幼稚園の預かり保育」（27.0%）となっています。

図 今後定期的に利用したい教育・保育事業

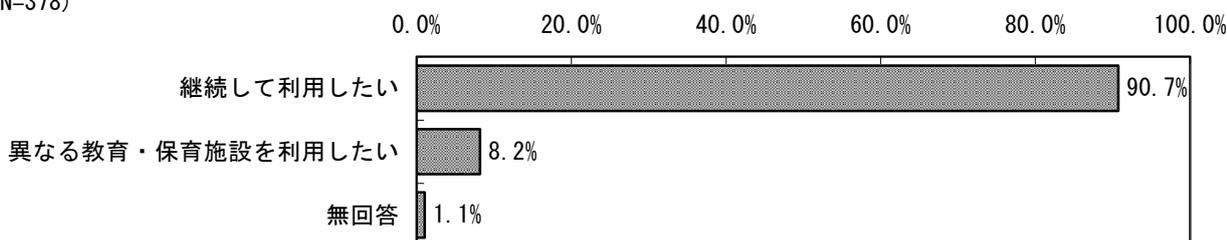


オ. 無償化が実施された場合の利用意向（現在教育・保育事業を利用している人）

就学前児童について幼児教育が無償化された際の事業の利用意向をみると、現在定期的な教育・保育事業を利用している家庭では「継続して利用したい」が90.7%、「異なる教育・保育施設を利用したい」が8.2%となっています。

図 無償化が実施された場合の利用意向（現在利用している人）

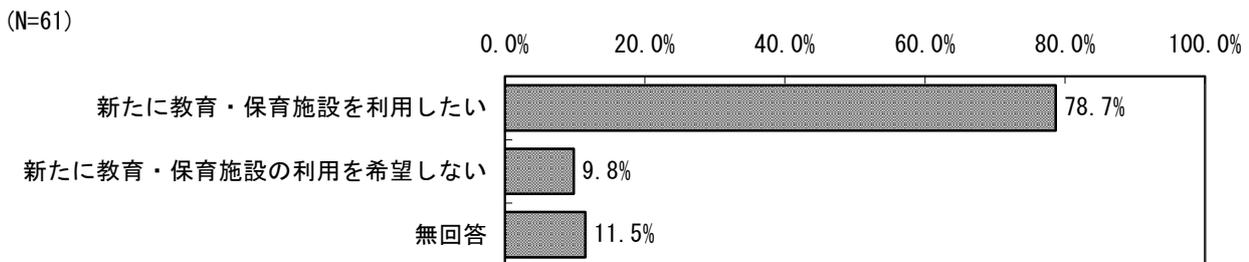
(N=378)



カ. 無償化が実施された場合の利用意向（現在教育・保育事業を利用していない人）

就学前児童について現在定期的な教育・保育事業を利用していない家庭では「新たに教育・保育施設を利用したい」が78.7%、「新たに教育・保育施設の利用を希望しない」が9.8%となっています。

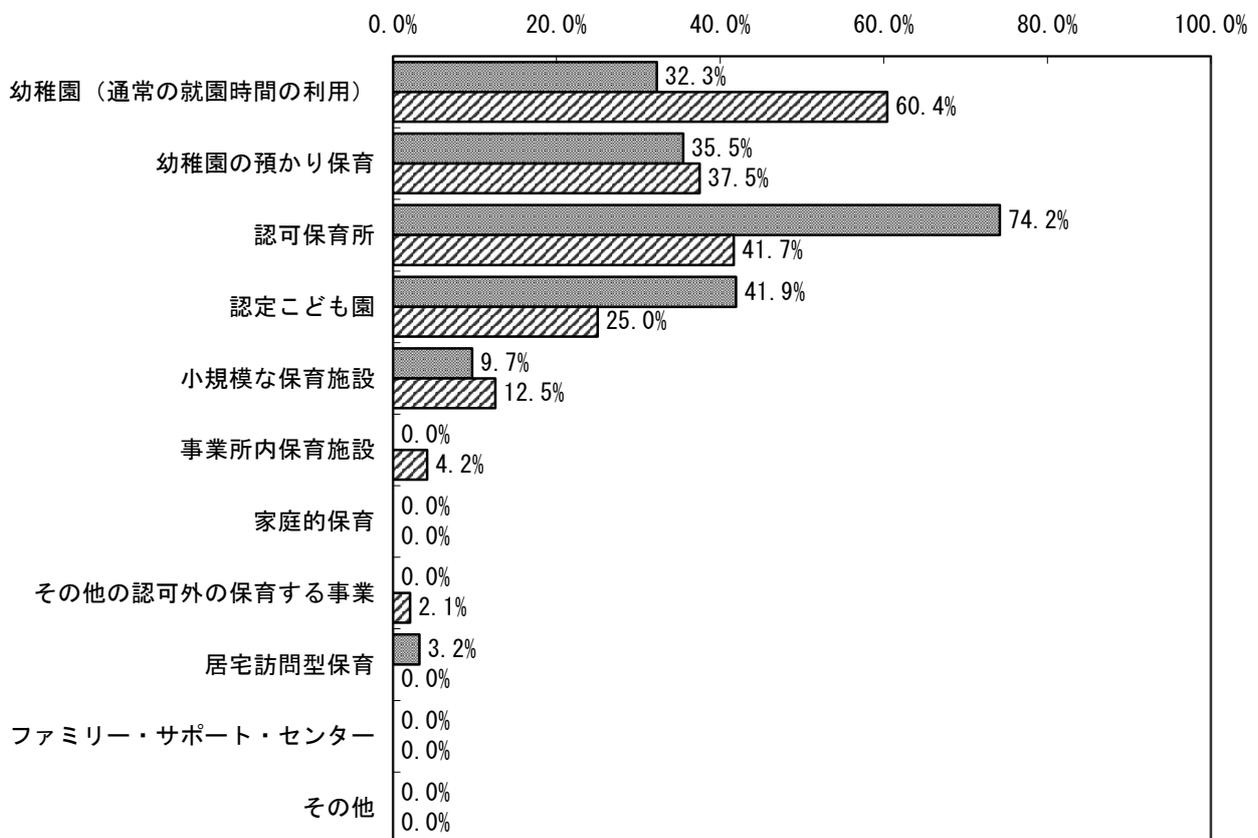
図 無償化が実施された場合の利用意向（現在利用していない人）



キ. 無償化が実施された場合に利用したい教育・保育事業

就学前児童について幼児教育が無償化された場合に利用したい教育・保育事業をみると、現在定期的な教育・保育事業を利用して異なる施設を希望する家庭では「認可保育所」が74.2%で最も多く、現在事業を利用しておらず新たに希望する家庭では「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が60.4%で最も多くなっています。

図 無償化が実施された場合に利用したい教育・保育事業



■ 現在利用していて異なる施設を希望 (N=31)    ▨ 新たに施設の利用を希望 (N=48)

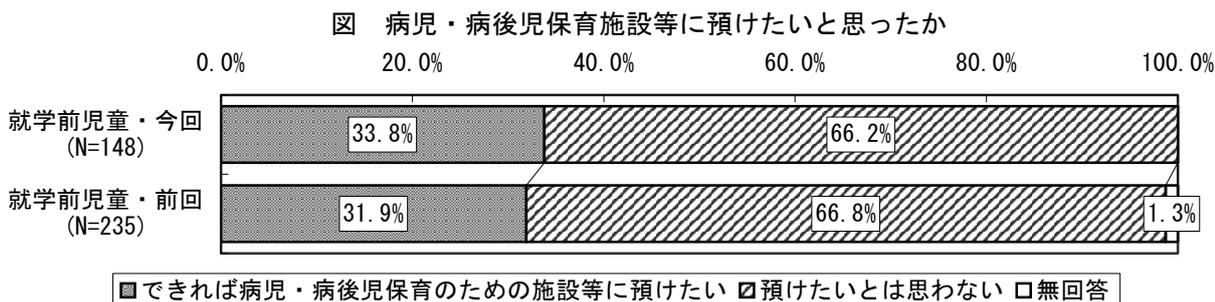
**就学前児童の定期的な教育・保育事業について**

- 教育・保育事業を希望通り利用できなかったという人が増加しています。子育てに関するニーズを的確にとらえ、すべての親子が安心して教育・保育事業を利用できるよう提供対策の確保に努める必要があります。
- 幼児教育・保育が無償化された場合は、現在利用している教育・保育事業とは異なる事業として認可保育所を希望する人が約7割と多く、潜在的な保育ニーズは高いと考えられます。

**⑤病気の際の対応について**

**ア. 病児・病後児保育施設等に預けたいと思ったか（就学前児童）**

就学前児童のうち父親または母親が仕事を休んで子どもをみた方\*について、病児・病後児保育施設等に預けたいと思ったかをみると、「できれば病児・病後児保育のための施設等に預けたい」は33.8%となっています。



※病気やケガで教育・保育事業や学校を休んだことがあった人は就学前児童が47.9%、小学生は66.0%となっており、そのうち母親が休んで子どもをみた人は就学前児童が79.0%、小学生が47.0%、父親が休んで子どもをみた人は就学前児童が24.3%、小学生が7.5%となっています。

**病気の際の対応について**

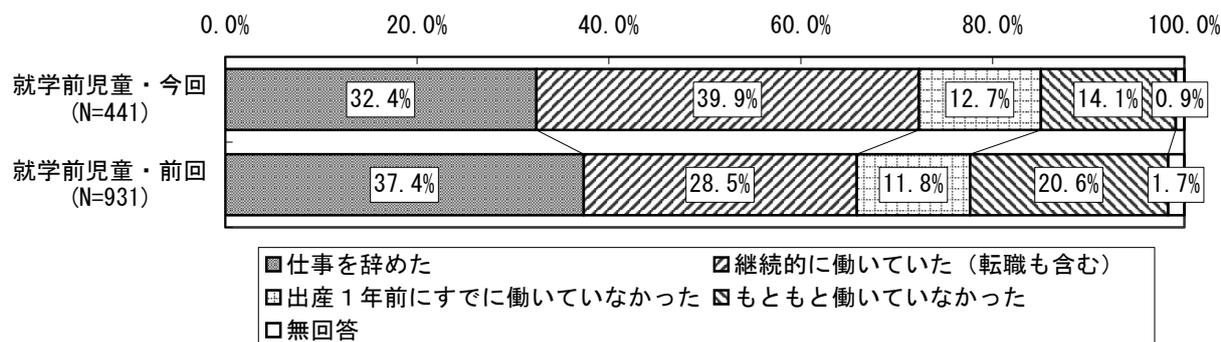
- 本市では就学前児童の母親の就労が増加していますが、子どもが病気やケガの際には母親が休んで子どもをみたと回答した人が約8割を占めています。病気やケガは急に生じることが多く、子どもの看護が理由の場合でも仕事を休むことに伴う困難は想像に難くありません。天理市では病児保育事業を実施していますが、アンケート調査結果では利用したことがある人はわずかとなっています。事業についての情報をわかりやすく発信し、いざという時に安心して利用してもらえる体制を整えていくことが重要です。

⑥仕事と子育ての両立支援制度について（就学前児童）

ア. 出産前後（前後それぞれ1年以内）の就労状況

就学前児童の保護者について出産前後（前後それぞれ1年以内）の就労状況をみると、「継続的に働いていた（転職も含む）」（39.9%）が最も多く、前回調査と比較すると11.4ポイント多くなっています。

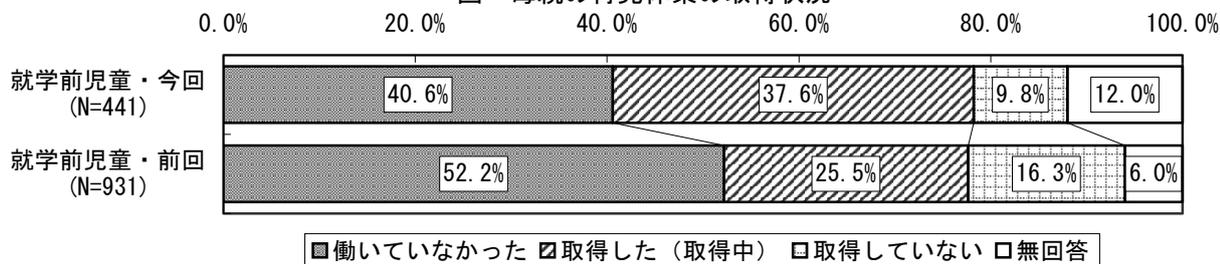
図 出産前後（前後それぞれ1年以内）の就労状況



イ. 育児休業の取得状況

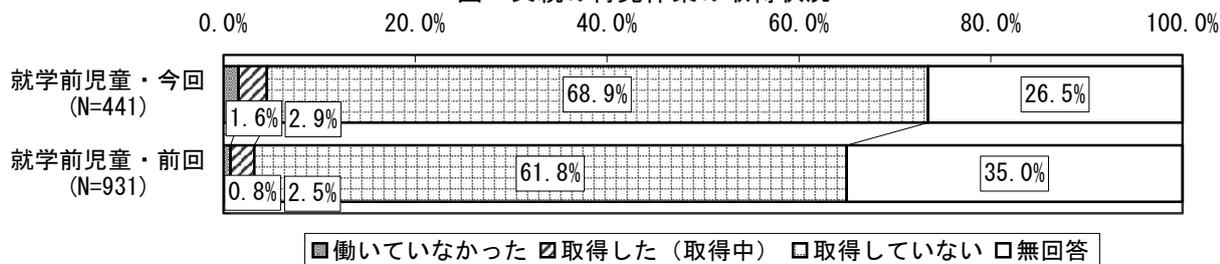
就学前児童の母親の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中）」は37.6%となっており、前回調査（25.5%）より12.1ポイント多くなっています。

図 母親の育児休業の取得状況



就学前児童の父親の育児休業の取得状況をみると、「取得していない」が68.9%で最も多くなっています。

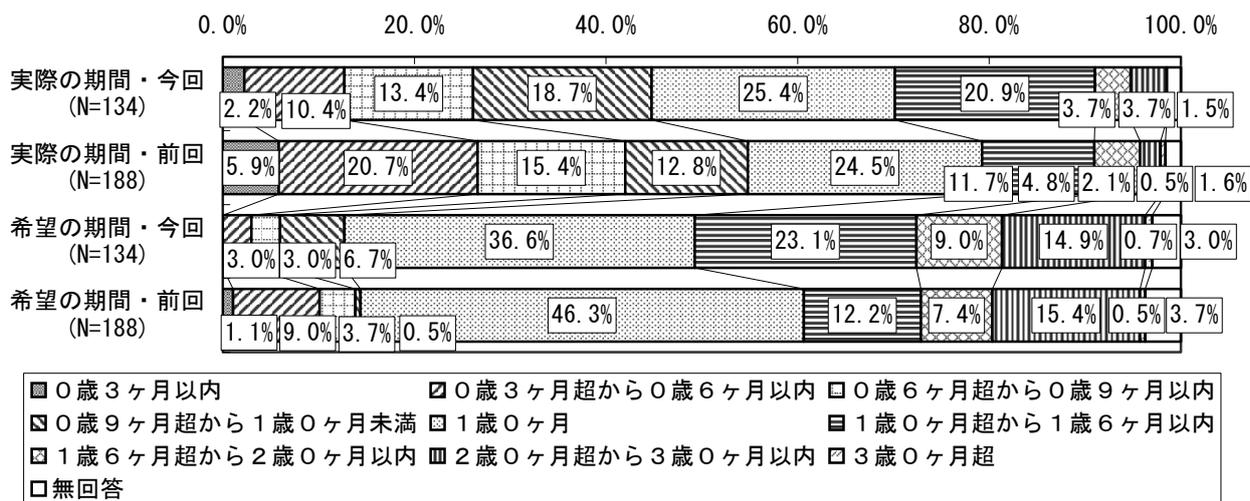
図 父親の育児休業の取得状況



ウ. 職場復帰時期の子どもの年齢（実際と希望）（母親）

就学前児童の母親のうち、育児休業取得後、職場に復帰した人について職場復帰時期の希望と実際をみると、実際の職場復帰時期が希望より早かった人は62.7%、遅かった人は13.4%となっています。前回調査と比較すると、子どもが1歳を超えてから職場復帰した人は前回（43.6%）より10.1ポイント多くなっています。

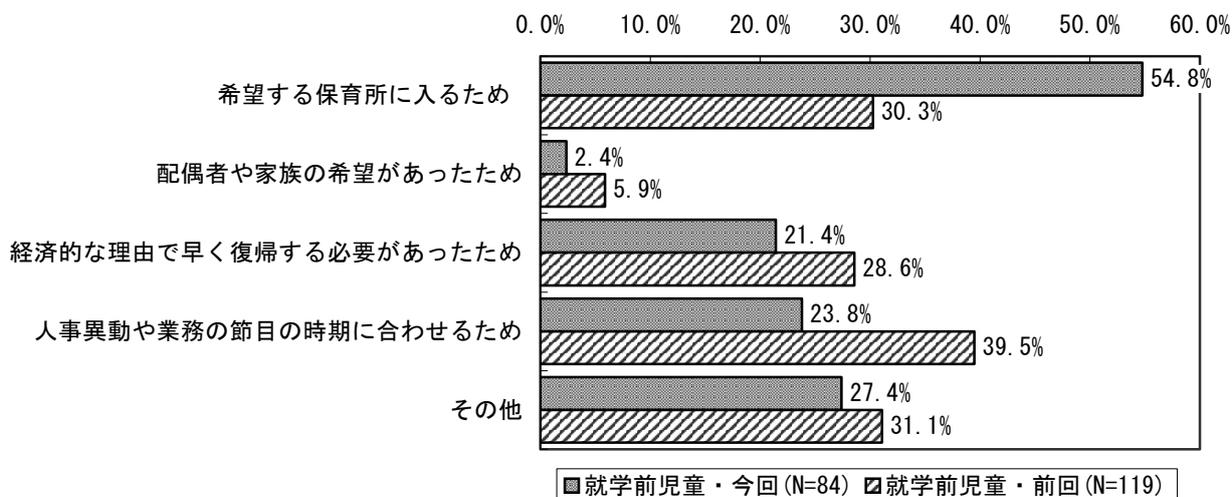
図 職場復帰時期の子どもの年齢（母親）



エ. 希望する時期に職場復帰しなかった理由

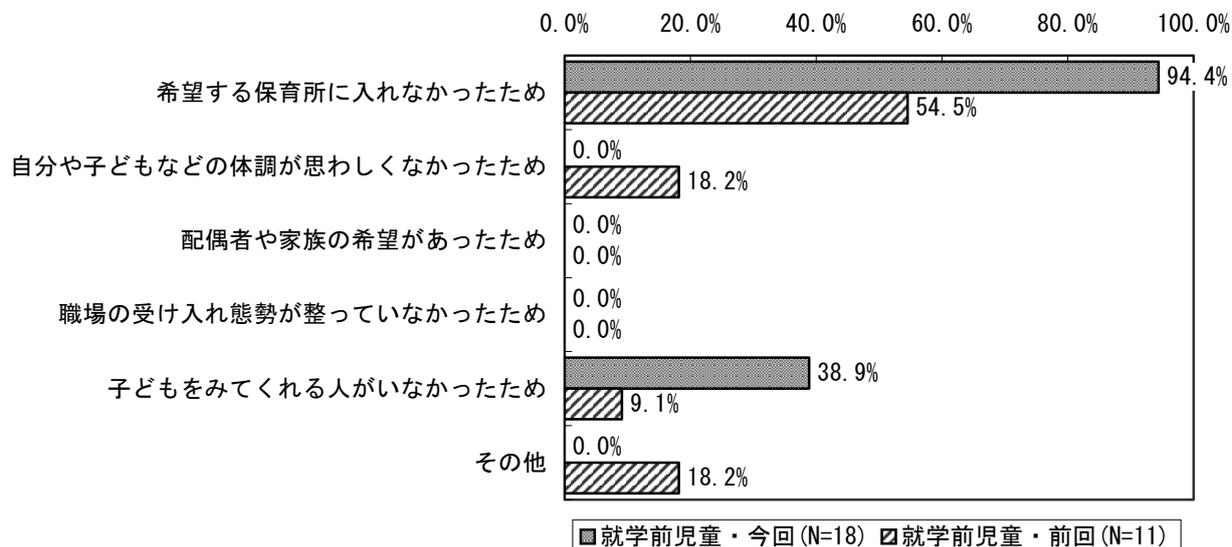
就学前児童について希望より早く職場に復帰した人の理由をみると、「その他」を除いて、「希望する保育所に入るため」が54.8%で最も多く、前回調査（30.3%）より24.5ポイント多くなっています。

図 希望する時期に職場復帰しなかった理由（希望より早く職場復帰した母親）



就学前児童について希望より遅く職場に復帰した人の理由をみると、「希望する保育所に入れなかったため」(94.4%)が最も多く、前回調査(54.5%)より39.9ポイント多くなっています。

図 希望する時期に職場復帰しなかった理由(希望より遅く復帰した母親)



### 仕事と子育ての両立支援制度について

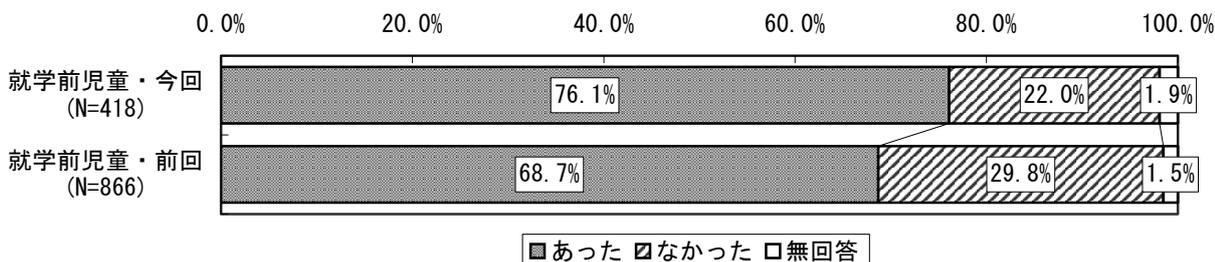
●保育サービスの利用や保育所の入所に関する理由を背景として、仕事と子育ての両立の希望が実現できていない様子がうかがえます。また、本市では就学前児童の母親の就労が増えている一方で、子どもをもつ女性の働き方が保育所への入所状況によって左右されている実態も表れています。同様に、男性においても仕事と子育ての両立が難しい状況は依然として変化しておらず、経済的な理由から育児休業を取得していない人も増えています。子育て中の男女が共に仕事と子育ての両立を実現することができるよう、教育・保育事業の提供体制の確保に努めるとともに、子育て中の従業員が働きやすい職場づくりに向けて市内事業所に対して働きかけていくことも重要です。

### ⑦母子の健康について(母親)

#### ア. 妊娠中にイライラしたり気持ちがふさいでしまう経験(就学前児童)

就学前児童の母親について、妊娠中にイライラしたり気持ちがふさいでしまう経験をみると、「あった」は76.1%となっており、前回調査(68.7%)より7.4ポイント多くなっています。

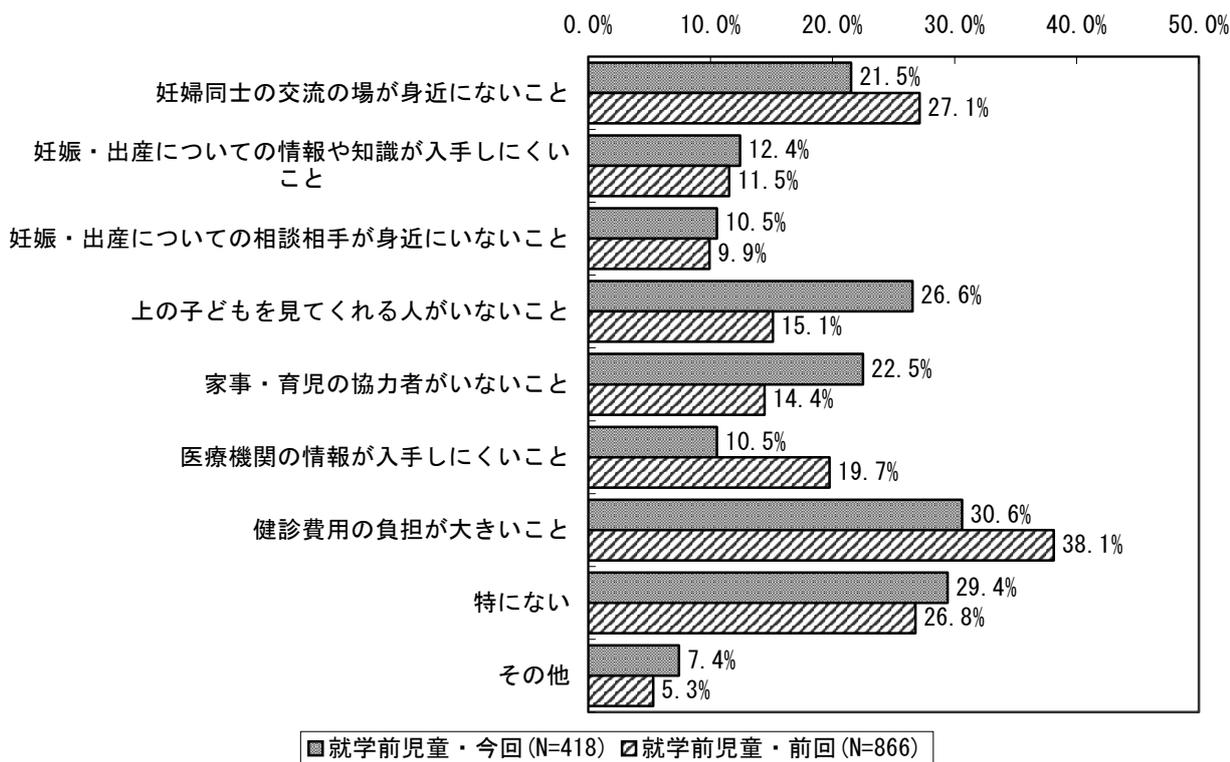
図 妊娠中にイライラしたり気持ちがふさいでしまう経験



イ. 妊娠・出産について困ったこと（就学前児童）

就学前児童の母親について、妊娠・出産について困ったことをみると、「特にない」を除くと、「健診費用の負担が大きいこと」（30.6%）が最も多く、次いで「上の子どもを見てくれる人がいないこと」（26.6%）、「家事・育児の協力者がいないこと」（22.5%）となっています。前回調査と比較すると、「上の子どもを見てくれる人がいないこと」は前回（15.1%）より11.5ポイント、「家事・育児の協力者がいないこと」は前回（14.4%）より8.1ポイント、それぞれ多くなっています。

図 妊娠・出産について困ったこと（就学前児童）



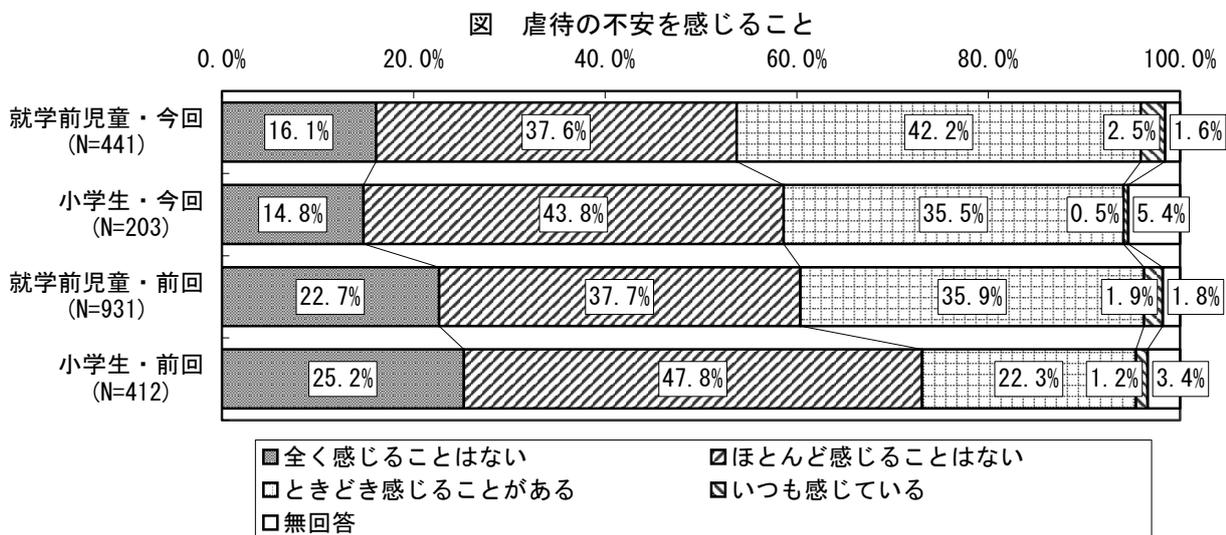
母子の健康について

- 妊娠・出産について困ったことをみると、「上の子どもをみてくれる人がいないこと」、「家事・育児の協力者がいないこと」が前回調査時より増加しており、周囲のサポートを得にくい人が増えていることがわかります。

⑧子育てに関する考え方、意識について

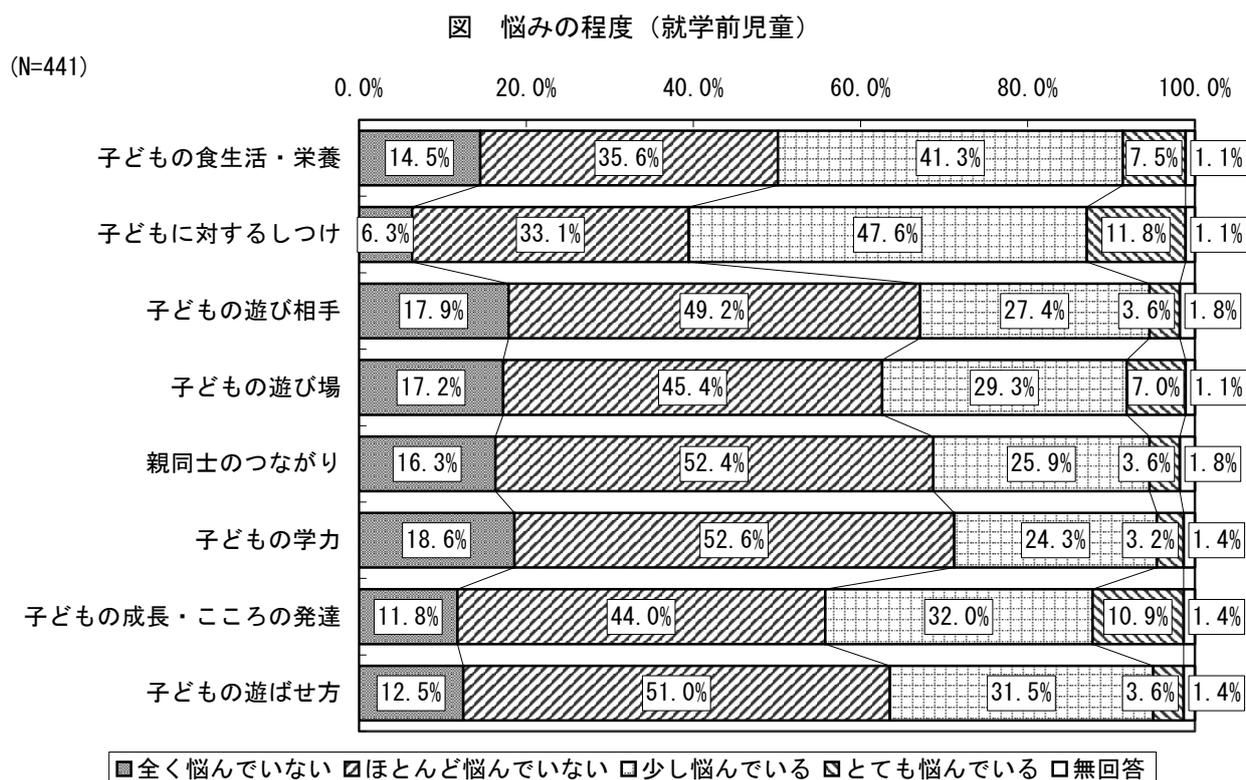
ア. 虐待の不安を感じること

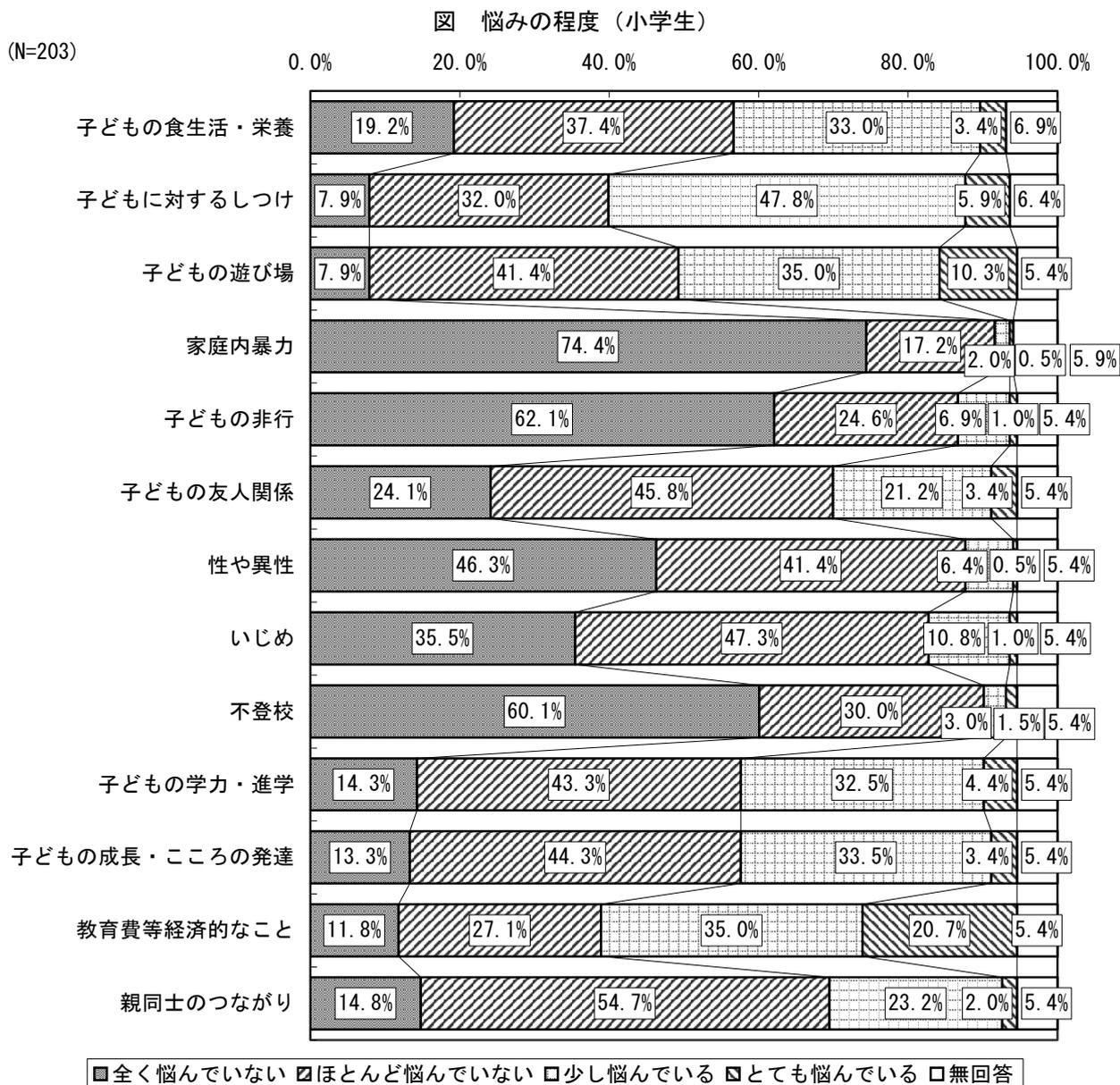
虐待の不安を感じることをみると、不安がある人（「ときどき感じることもある」と「いつも感じている」の合計）は就学前児童が 44.7%、小学生が 36.0%となっており、就学前児童、小学生ともに前回調査より増加し、特に小学生は 12.5 ポイント多くなっています。



イ. 子育てに関する悩みの程度

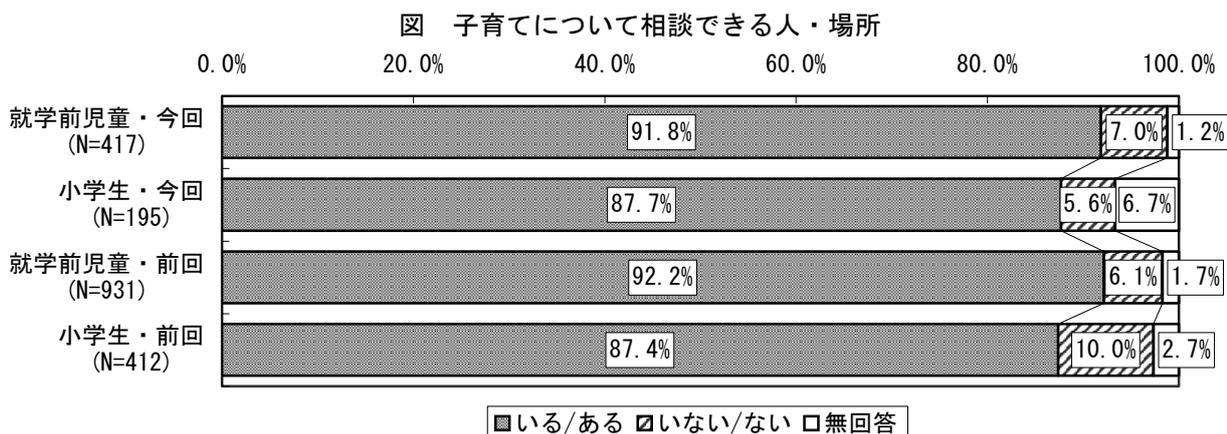
子育てに関する悩みの程度をみると、悩んでいる人（「少し悩んでいる」と「とても悩んでいる」の合計）は、就学前児童では「子どもに対するしつけ」(59.4%)、小学生では「教育費等経済的なこと」(55.7%) が最も多くなっています。





ウ. 子育てについて相談できる人・場所

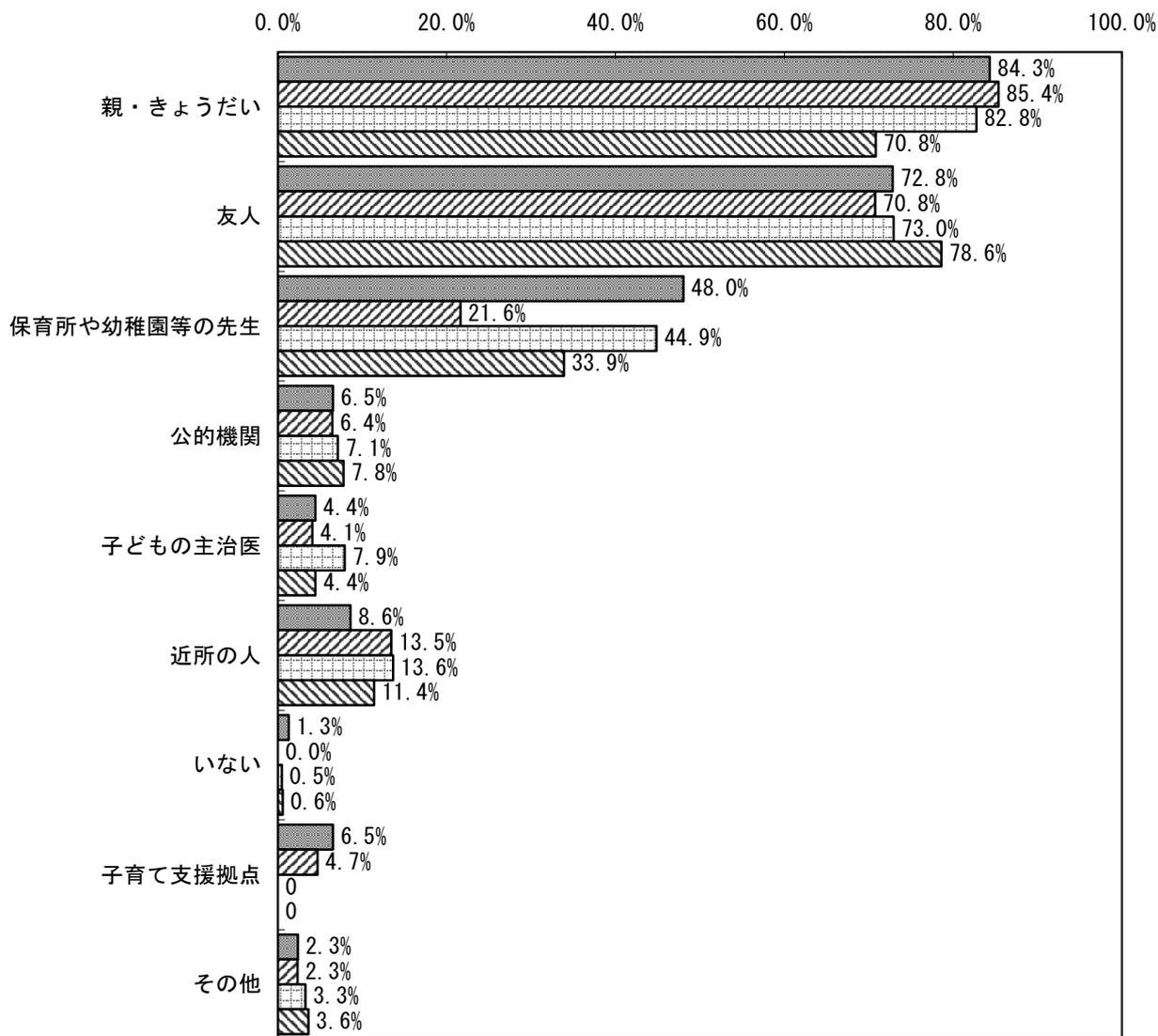
子育てについて相談できる人・場所をみると、「いる／ある」は就学前児童の保護者が91.8%、小学生の保護者が87.7%となっています。



エ. 子育てで配偶者以外に相談できる相手

子育てについて相談できる人・場所が「いる／ある」と回答した人について、配偶者以外に相談できる相手を見ると、「親・きょうだい」が就学前児童の家庭(84.3%)、小学生の家庭(85.4%)ともに最も多く、特に小学生の家庭ではが前回調査(70.8%)より14.6ポイント多くなっています。

図 子育てで配偶者以外に相談できる相手



■ 就学前児童・今回 (N=383) ▨ 小学生・今回 (N=171) □ 就学前児童・前回 (N=858) ▩ 小学生・前回 (N=360)

### 子育てに関する考え方、意識について

- 虐待の不安を感じることがある人は就学前児童の保護者が44.7%、小学生の保護者が36.0%となっています。また、前回調査時より就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに増加しており、特に小学生の保護者は12.5ポイント多くなっています。具体的には、子どもを怒鳴ってしまったり、きつく叱ったりしてしまうことや叩いてしまうことに不安を感じる保護者が多くなっています。また、子どものしつけについて悩んでいる保護者も5割以上と多いことから、子どもへの対応が「しつけ」にあたるのか、「虐待」にあたるのかという気持ちの狭間で思い悩む保護者は多いと考えられます。
- 子育てについて相談できる人・場所が「いる／ある」という人が就学前児童では91.8%、小学生では87.7%となっています。一方で、「いない／ない」という人も一定数います。相談相手は親族や知人・友人が圧倒的に多いですが、公的機関をはじめとする様々な窓口で子育てに関する悩みや不安の相談に応じていることを周知し、困りごとを抱える人の早期発見・早期支援につなげていくことが大切です。

⑨子育て支援サービス全体について

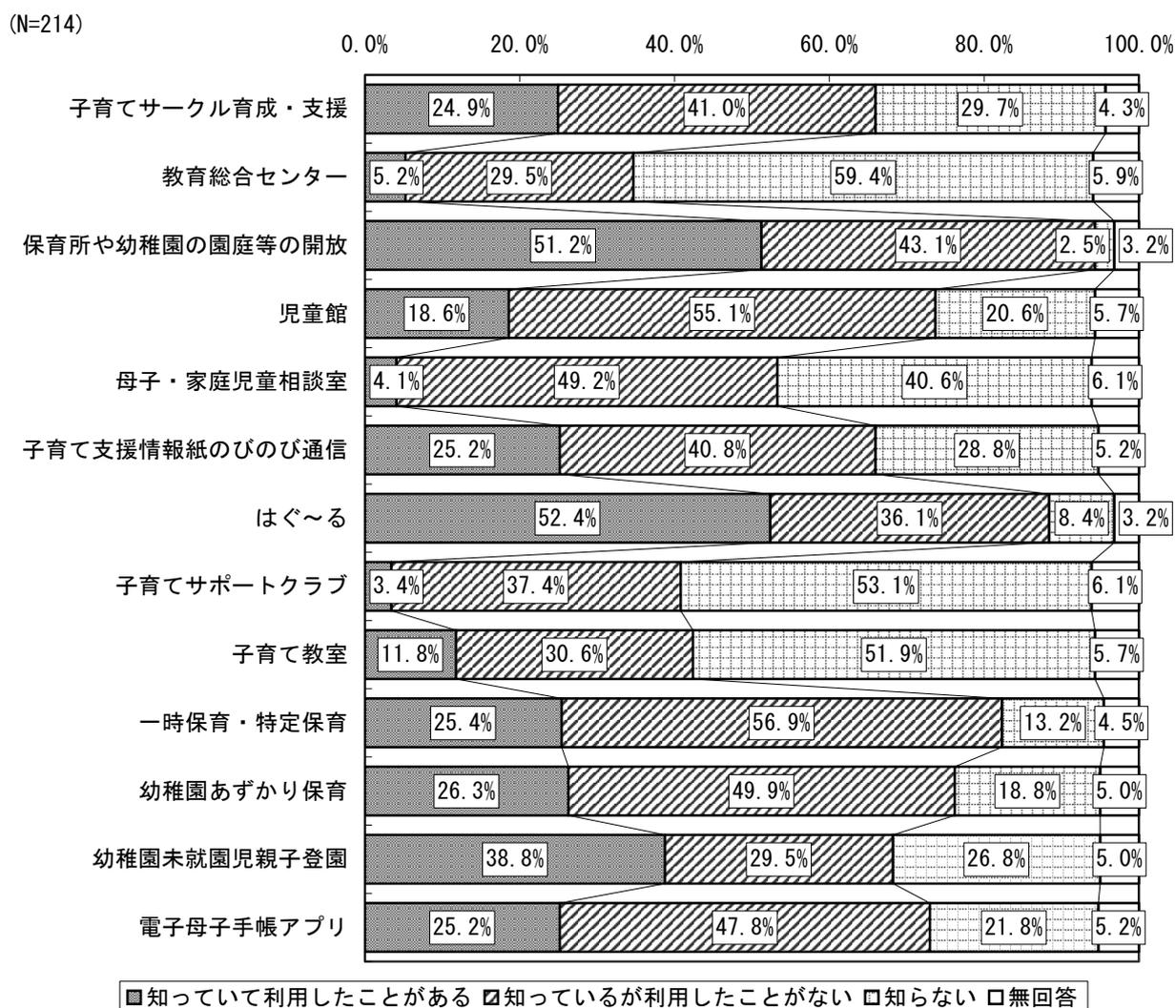
ア. 子育て支援サービスの認知度・利用状況

就学前児童について子育て支援サービスの認知度・利用状況をみると、「知っているが利用したことがある」は「はぐ〜る」(52.4%)が最も多く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の開放について」(51.2%)となっています。

「知っているが利用したことがない」は「一時保育・特定保育」(56.9%)が最も多く、次いで「児童館」(55.1%)となっています。

「知らない」は「教育総合センター」(59.4%)が最も多く、次いで「子育てサポートクラブ」(53.1%)となっています。

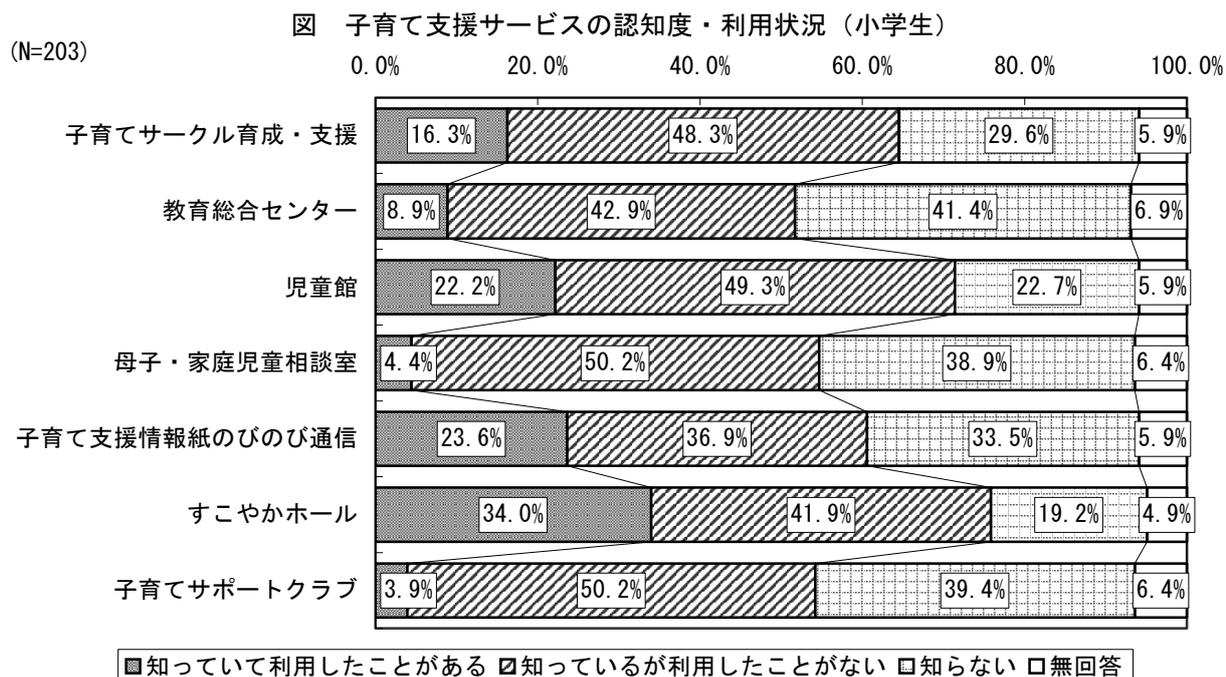
図 子育て支援サービスの認知度・利用状況 (就学前児童)



小学生について子育て支援サービスの認知度・利用状況をみると、「知っているが利用したことがある」では「すこやかホール」(34.0%)が最も多く、次いで「子育て支援情報紙のびのび通信」(23.6%)となっています。

「知っているが利用したことがない」では「母子・家庭児童相談室」と「子育てサポートクラブ」がともに50.2%で最も多くなっています。

「知らない」では「教育総合センター」(41.4%)が最も多く、次いで「子育てサポートクラブ」(39.4%)となっています。



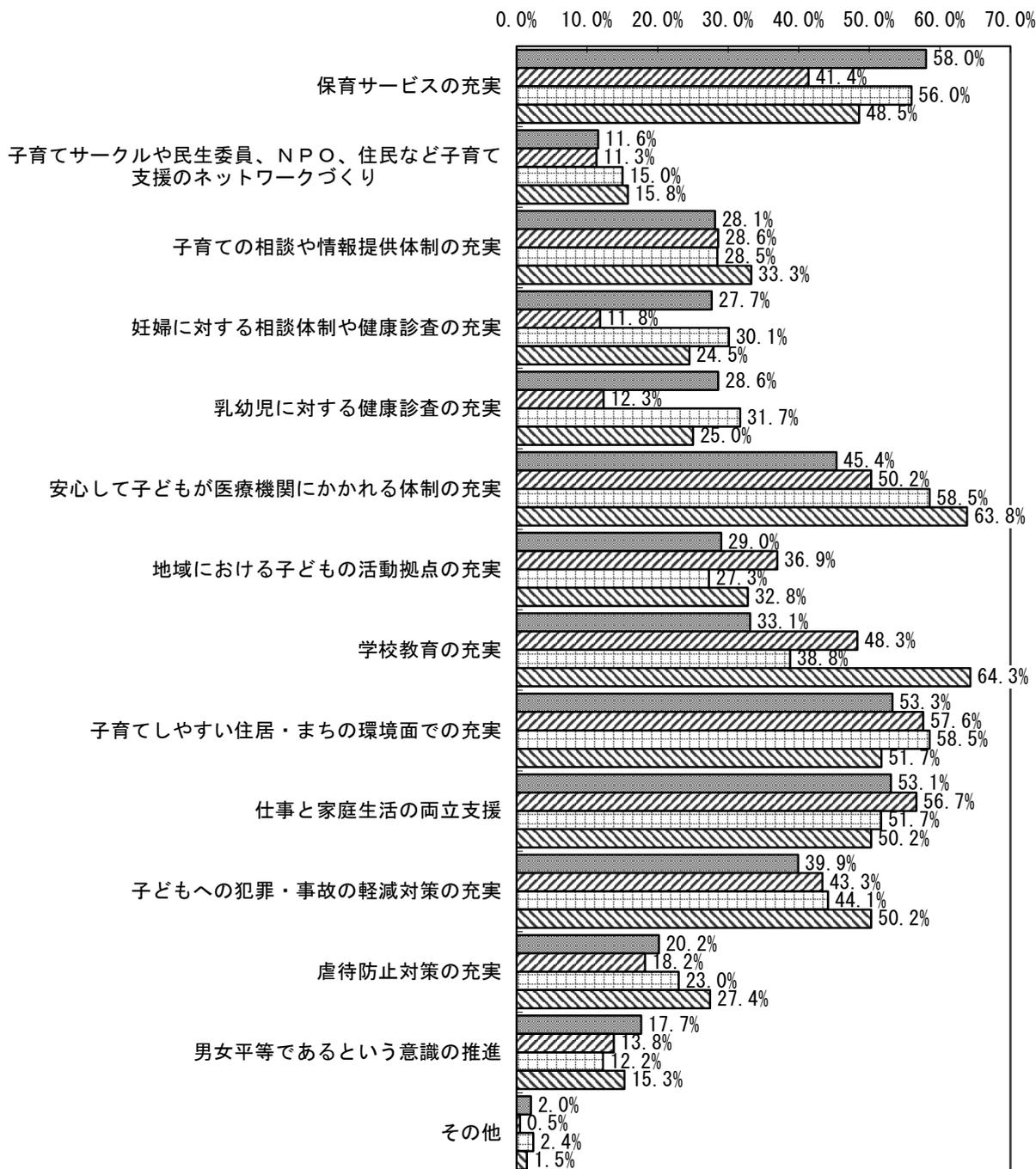
### イ. 必要な子育て支援策

必要な子育て支援策をみると、就学前児童は「保育サービスの充実」(58.0%)が最も多く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(53.3%)、「仕事と家庭生活の両立支援」(53.1%)となっています。

小学生は「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(57.6%)が最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援」(56.7%)、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」(50.2%)となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童は「男女平等であるという意識の推進」(17.7%)が前回(12.2%)より5.5ポイント多く、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」が前回(58.5%)より13.1ポイント、「学校教育の充実」(33.1%)が前回(38.8%)より5.7ポイント、それぞれ少なくなっています。小学生は「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が前回(51.7%)より5.9ポイント、「仕事と家庭生活の両立支援」が前回(50.2%)より6.5ポイント、それぞれ多くなっている。また、「妊婦に対する相談体制や健康診査の充実」、「乳幼児に対する健康診査の充実」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」は、それぞれ前回より10ポイント以上少なくなっています。

図 必要な子育て支援策



■就学前児童・今回(N=441) □小学生・今回(N=203) ▨就学前児童・前回(N=931) ▩小学生・前回(N=412)

子育て支援サービス全体について

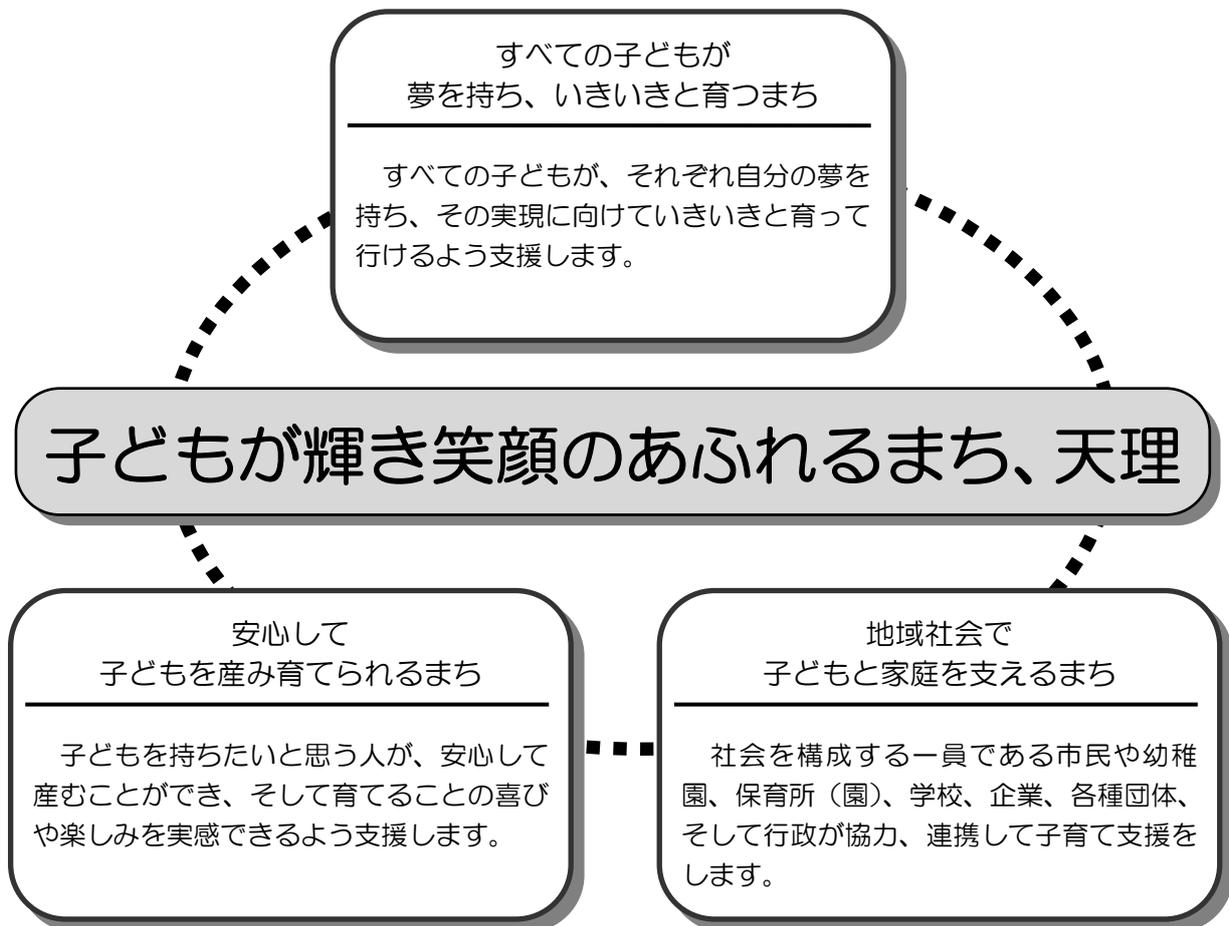
- 子育て支援サービスの目的や意義、役割等に関する情報をわかりやすく発信し、親子が安心して利用できる環境を整える必要があります。
- 子育て支援サービスの充実と提供体制の確保に努めるとともに、それらが気軽に安心して利用できるような環境を行政をはじめとする関係機関と家庭、学校園、事業所、地域等の協働により築いていくことが大切です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

本計画では、「子ども・子育て支援」を保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることと考えます。また、それにより保護者の自己肯定感を育み親としての成長を支え、子どもと真摯に向き合う日々の中で子育てに喜びや生きがいを感じられる環境を整えていくことでもあります。

本計画では、子ども・子育て支援により天理市の子どもたちが、夢を持っていきいきと成長していけるようにするとともに、子どもを産み育てたいと思う市民が、親としての責任を十分に認識しながら、安心して子育てしていけるよう、地域社会全体が一体となっていくまち、天理市をめざします。また、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行うことにより、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現をめざします。



## 2. 計画策定における基本的な視点

### 視点

1

**「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。**

子ども・子育て支援は「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本に、子どもの視点に立って、子どもたち一人一人の権利を保障し生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

### 視点

2

**一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。**

障害、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

### 視点

3

**子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。**

子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の天理市の担い手を育てることでもあり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。また、家庭、学校、地域、職場等、地域の誰もが子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協力して役割を果たすことが求められています。

### 視点

4

**子どもを生き育てたいと思うすべての人が安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会をめざします。**

すべての子育て家庭が安心と喜びと誇りを持って子育てを行い、周囲の様々な支援を受けながら親として成長していけるように、子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要です。

### 3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

#### (1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得する過程といえます。

このため、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境の整備が、社会全体の責任であると考えます。

#### (2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行うことであると考えます。

### 4. 本計画の構想（天理っ子すくすくプラン行動計画の継承）

#### (1) 子どもの人権擁護の推進

- 親、地域、行政等のあらゆる分野において、子どもの人権を保障します。
- 子どもも大人も人権について話し合い、お互いの声に耳を傾け人権を尊重します。
- 一人の市民として尊重され、笑顔が輝く子どもの育成をめざします。
- 児童福祉法や児童虐待防止法を踏まえ関係機関と連携し、虐待を未然に防ぐための見守り体制を強化します。
- 子どもは地域の宝であり、教育・保育の関係者だけでなく、すべての大人が子育てに関心を持ちます。
- 子どもから若者へと成長する過程で様々な悩みや葛藤を経験しながら社会的に自立した大人となり、「人間」関係を大切にし他者や社会とともに生きる力を育みます。

#### (2) 子育て支援サービスの充実

- 子育て中の親や、これから子どもを産み育てる人も、相談・助言・指導・支援をいつでも受けることができる環境を整えます。
- 親育ちとともに子育てが図られ親をはじめとする大人が子どもを大切な宝と思えるよう、相談体制や講座などを連携させ親としての成長を支援します。
- 子育て支援サービスのニーズの高まりを踏まえ、幼稚園、保育所（園）等の受け入れ状況などにも配慮しつつ対応を進めます。

**(3) 保健医療体制の充実**

- 妊娠・出産の安全性の確保に向けて、健康診査の機会や相談支援の充実をめざします。
- 子どもの健康な成長発達を促すために、成人に至るまで日常的な生活の場（幼稚園、保育所（園）、学校）と保健医療体制の連携などを図り、発達段階に応じて一貫した相談・支援体制の構築をめざします。
- 親子の健康に関する正しい知識の習得と健康増進につなげるため、食生活や睡眠などの健康な生活習慣と疾病予防を自主的に進められるよう指導や情報提供などを行います。

**(4) 仕事と子育て両立のための環境整備**

- 仕事と子育ての両立を希望する人の思いに答えられるよう、関係機関や企業と連携し仕事と子育ての調和という観点からの社会資源の活用や、家庭や職場における理解、協力を進め、夫婦がともに子育てを楽しみ積極的に働き続けられる環境をめざします。

**(5) 地域で子どもがすこやかに育つ環境づくり**

- 地域社会全体に子育ての輪をひろげ、近隣の大人たち一人一人が子どもと家庭を地域で支え育てる意識づくりや環境づくりを進めます。

**(6) 子どもが生きる力を育む教育の推進**

- 社会の変化に主体的に対応できる子どもの育成を図るため、学校、家庭、地域が協同して「生きる力と豊かな心を育む教育」「個性と創造性を育む教育」「学ぶ意欲と生きる喜びを実感する教育」を推進します。
- 子どもたちが成長段階に応じて自立し自分で考え判断できるようになるとともに、互いを認め尊重し思いやる心を持って人間性豊かに育っていただけることをめざします。

**(7) 障害のある子どもの自立と支援**

- 障害のある子どもや療育支援の必要な子ども及び家族が、地域の偏見や差別を受けずとともに生活できるようノーマライゼーションの理念や考えに基づいて、地域住民と交流しながら可能な限り地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。
- 心のバリアフリー化を含めた社会的な自立と生活の質（QOL）の向上をめざした支援を行います。
- 乳幼児から学校卒業までを見通して、保育所（園）や幼稚園における支援と小学校や特別支援学校での支援をつなげていきます。
- 教育・福祉・保健・医療関係・労働等の機関が互いに連携し、本市における特別支援教育の充実をめざします。

**(8) 男女共同参画社会における子育て支援の推進**

- 子育てにおける家庭の責任を男女がともに担うことが重要であり、男女の人権尊重という観点の子育て支援として、あらゆる年齢階層の男女がともに男女共同参画を推進できるよう教育・講座・啓発活動の充実を図ります。
- ひとり親家庭やDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者等で、子どもの養育に不安を抱えている方の経済的・社会的自立を促す支援の充実を図ります。



## 第4章 事業計画の具体的な取組

## 1. 教育・保育提供区域の設定

### (1) 教育・保育提供区域の設定の考え方

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。この教育・保育提供区域は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じた供給の区域設定をすることが基本とされており、また、その中でも地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえることが必要とされています。

### (2) 本市の教育・保育提供区域の設定

- 教育・保育提供区域は市全体を供給体制の整備の目安としますが、サービスによっては地域ごとに整備する事業もあることから、地域の実情に合わせた整備を促進します。
- 教育・保育施設、地域型保育事業の整備は交通機関の利便性や局所的な子育て家庭の増減等を考慮して、優先的かつ戦略的にピンポイントで進めます。
- 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域のため通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

表 教育・保育提供区域

	施設・事業名	対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	整備の範囲の目安は市全体として優先的かつ戦略的にピンポイントで整備を進めていきます。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育	

## 2. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目の概要

- 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出にあたっては、手引き書やアンケート調査票の雛形、推計のためのワークシートが国から提供されており、各市独自事項を勘案しつつも、全国ほぼすべての自治体で同様の方法が用いられています。
- 下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うこととされています。

表 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業			対象児童年齢	提供区域
1	教育・保育	1号認定 教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳	-
2		2号認定 保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳	-
		保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳	-
3		3号認定 保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳	-
4	地域子ども・子育て支援事業の一部	時間外保育事業	0～5歳	市全体
5		学童保育所（放課後児童健全育成事業）	1～3年生、4～6年生	小学校区
6		子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	対象は0～18歳 需要量は0～5歳	市全体
7		地域子育て支援拠点事業	0～2歳	市全体
8		一時預かり事業 ・一時預かり事業（幼稚園型） ・2号認定による定期的な利用とそれ以外	3～5歳 0～5歳	市全体
		9	病児保育事業	対象は0～5歳、1～6年生 需要量は0～5歳
10		子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）	対象は0～5歳、1～3年生、4～6年生 需要量は1～3年生、4～6年生	市全体
11	利用者支援事業 ※国のワークシートからは算出しない。	0～5歳、1～6年生	市全体	

### 3. 需要量の算出方法の概要

#### (1) 需要量の算出手順

##### 手順1：潜在家庭類型の設定

潜在家庭類型とは母親の就労希望（無業からの就労予定、パートからフルタイムへの転換、1年以内の転換など）による家庭類型の移動を加味したものです。

表 家庭類型

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (幼稚園よりも保育所系のサービスを希望している人)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (保育所よりも幼稚園を希望している人)
タイプD	専業主婦 (夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (幼稚園よりも保育所系のサービスを希望している人)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育所よりも幼稚園を希望している人)
タイプF	無業×無業

##### 手順2：サービス別の需要量の算出

潜在家庭類型ごとに家庭類型別児童数を推計し、その家庭類型別児童数に各サービスの利用意向（利用意向率等）を勘案しています。

$$\begin{aligned}
 & \text{「推計児童数 (人)」} \times \text{「潜在家庭類型 (割合)」} = \text{「家庭類型別児童数 (人)」} \\
 & \text{「家庭類型別児童数 (人)」} \times \text{「利用意向 (利用意向率等)」} \\
 & = \text{「量の見込み (実人数または延べ人数)」}
 \end{aligned}$$

#### 4. 認定区分について

子ども・子育て支援制度では、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設を利用する場合は居住する市町村から利用のための認定を受ける必要があります。認定区分と利用できる施設の種類の種類は以下の通りとなっています。

表 支給認定区分

		幼稚園	保育所(園)	認定こども園		地域型保育
				利用時間 朝～昼過ぎ	利用時間 朝～夕	
3～5歳	1号認定 (教育標準 時間認定)	○		○		
	2号認定 (保育認定)		○		○	
0～2歳	3号認定 (保育認定)		○		○	○

※子どもが0～2歳で、保育を必要とする事由に該当しない場合は認定の必要がなく、必要に応じて一時預かり等の支援を利用することができます。

● 1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の小学校就学前の子どもで、学校教育のみを受ける子ども

● 2号認定（保育認定）

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

● 3号認定（保育認定）

満3歳未満の保育を必要とする子ども

## 5. 推計児童数

住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計児童数を算出したところ、以下の通りとなっています。

表 推計児童数（令和2年度～令和6年度）

年齢	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	人	477	466	454	442	430
1歳	人	461	450	439	428	417
2歳	人	505	492	480	468	456
3歳	人	506	493	481	469	457
4歳	人	491	480	468	456	444
5歳	人	537	527	517	507	497
0～5歳合計	人	2,977	2,908	2,839	2,770	2,701
6歳（小1）	人	513	504	494	485	476
7歳（小2）	人	483	474	465	456	447
8歳（小3）	人	513	504	494	485	476
9歳（小4）	人	528	518	510	499	489
10歳（小5）	人	505	498	490	483	475
11歳（小6）	人	586	578	570	561	553
6～11歳合計	人	3,128	3,076	3,023	2,969	2,916
12歳	人	531	523	516	508	501
13歳	人	561	553	545	537	530
14歳	人	526	519	511	505	496
15歳	人	759	744	729	715	699
16歳	人	1018	999	979	959	939
17歳	人	999	979	960	940	921
12～17歳合計	人	4,394	4,317	4,240	4,164	4,086

## 6. 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 幼児期の学校教育・保育の需要量

#### ① 3～5歳児の需要量

3～5歳児の需要量をみると、推計児童数に対する構成比は94.1%で推移しており、今後も幼児期の学校教育・保育の高いニーズが見込まれます。

表 3～5歳の需要量

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	人	523	480	468	456	434
② 2号認定 (共働きであるが幼稚園利用のみの家庭)	人	138	135	132	129	126
③ 2号認定 (認定こども園及び保育所)	人	783	797	780	763	756
需要量の合計	人	1,444	1,412	1,380	1,348	1,316
推計児童数(3～5歳)	人	1,534	1,500	1,466	1,432	1,398
推計児童数に対する構成比	%	94.1	94.1	94.1	94.1	94.1

#### ② 0～2歳児の需要量

0～2歳児の需要量をみると、推計児童数に対する構成比は毎年度上昇し0～2歳の保育ニーズは高まっていく見通しです。

表 0～2歳の需要量

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
④ 3号認定 (認定こども園及び 保育所+地域型保 育)	0歳	人	275	269	262	255	248
	1・2歳	人	565	578	586	575	562
需要量の合計		人	840	847	848	830	810
推計児童数(0～2歳)		人	1,443	1,408	1,373	1,338	1,303
推計児童数に対する構成比		%	58.2	60.2	61.8	62.0	62.2

## (2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### ①学校教育・保育の提供体制の確保についての考え

今後、人口の減少、幼児教育・保育の無償化の影響及び保育所ニーズの増加により幼稚園の入園児童の減少が予想され、対応の必要があります。また既存の幼稚園・保育所の施設で老朽化などの課題を抱えており、対応の必要があります。

このような課題に総合的に対応するため、以下の策を講じます。

- 北保育所の建て替えや幼保の再編等による受入拡大
- 小規模保育所の整備（予定）

### ②各年度の学校教育・保育の需要量と確保方策

#### ア. 令和2年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和2年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	523	138	783	275	565	
確保 方策	幼稚園	人	523	138	-	-	
	保育所、 認定こども園	人	-	-	781	150	428
	小規模保育	人	-	-	-	15	32
	合計	人	523	138	781	165	460

#### イ. 令和3年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和3年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	480	135	797	269	578	
確保 方策	幼稚園	人	480	135	-	-	
	保育所、 認定こども園	人	-	-	781	150	428
	小規模保育	人	-	-	-	27	58
	合計	人	480	135	781	177	486

## ウ. 令和4年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和4年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	468	132	780	262	586	
確保 方策	幼稚園	人	468	132	-	-	-
	保育所、 認定こども園	人	-	-	781	150	428
	小規模保育	人	-	-	-	27	58
	合計	人	468	132	781	177	486

## エ. 令和5年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和5年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	456	129	763	255	575	
確保 方策	幼稚園	人	456	129	-	-	-
	保育所、 認定こども園	人	-	-	781	150	428
	小規模保育	人	-	-	-	27	58
	合計	人	456	129	781	177	486

## オ. 令和6年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和6年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	434	126	756	248	562	
確保 方策	幼稚園	人	434	126	-	-	-
	保育所、 認定こども園	人	-	-	781	150	428
	小規模保育	人	-	-	-	27	58
	合計	人	434	126	781	177	486

## 7. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## (1) 時間外保育事業【市全体】

**延長保育**

仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を図り、子育てへの負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整えるために、保育時間を長時間延長して支援を図ります。

表 時間外保育事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人	648	633	618	603	588
確保方策	箇所	12	12	12	12	12

**長時間預かり保育**

通常の保育時間以外の早朝（午前8時～午前8時30分）と保育時間終了後に長時間（終了後～午後6時）預かるサービス。長期休暇期間中も含まれます。長時間保育については就労証明が必要となります。

## 天理市立櫛本・前栽・二階堂・柳本幼稚園での長時間預かり保育

- 長時間預かり保育
- 預かり日 : 月曜日～金曜日  
長期休業期間（春・夏・冬休み）  
\*土・日・祝日・年末年始を除く
- 預かり時間 : 午前8時～午前8時30分  
幼稚園の保育時間終了後から午後6時まで
- 実施要件 : ①当幼稚園に在園していること  
②保護者が就労する場合であること（就労証明書が必要）
- 預かり保育料 : 1日300円（平成30年現在）
- その他 : 弁当・おやつ・水筒・午睡用布団は持参、自家用車での送迎可能

## (2) 学童保育所（放課後児童健全育成事業）【小学校区】

## 学童保育所

保護者等の労働または疾病等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童（放課後児童）を預かります。

## ①学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策

現在、供給量は充足されているものの、今後学童保育所の利用は増加していく見込みです。今後の需要量に対しては、学校施設を活用するなどして、需要量が確保方策を上回る地域においてもニーズを充足することができるよう柔軟に対応していきます。

また、学童保育所（放課後児童健全育成事業）は共働き家庭が主に利用されていることから、今後の子育て世帯の就労ニーズの増加や地域における女性の就業率の動向にも配慮しながら、国が定める「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ子どもが安全に安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		人	838	865	867	935	994
	1年生	人	179	176	173	211	213
	2年生	人	215	179	176	189	228
	3年生	人	200	215	179	192	205
	4年生	人	139	200	215	195	208
	5年生	人	66	57	86	103	93
	6年生	人	39	27	23	45	47
確保方策		人	905	905	905	905	905

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（山の辺）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		人	71	73	77	84	86
	1年生	人	17	16	16	20	16
	2年生	人	19	17	16	17	21
	3年生	人	13	19	17	17	18
	4年生	人	15	13	19	18	18
	5年生	人	3	7	6	9	9
	6年生	人	4	1	3	3	4
確保方策		人	70	70	70	70	70

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（井戸堂）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	98	108	108	125	131	
	1年生	人	26	25	24	29	26
	2年生	人	18	26	25	26	32
	3年生	人	29	18	26	27	28
	4年生	人	9	29	18	28	29
	5年生	人	13	4	14	8	13
	6年生	人	3	6	1	7	3
確保方策	人	94	94	94	94	94	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（前栽）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	197	200	202	220	241	
	1年生	人	41	41	41	51	55
	2年生	人	50	41	41	45	55
	3年生	人	45	50	41	45	49
	4年生	人	34	45	50	45	49
	5年生	人	16	16	22	24	22
	6年生	人	11	7	7	10	11
確保方策	人	210	210	210	210	210	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（二階堂）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	78	79	74	75	79	
	1年生	人	12	12	12	16	18
	2年生	人	25	12	12	14	18
	3年生	人	22	25	12	14	16
	4年生	人	12	22	25	14	16
	5年生	人	4	6	11	12	6
	6年生	人	3	2	2	5	5
確保方策	人	86	86	86	86	86	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（樺本）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	52	55	56	57	60	
	1年生	人	10	10	10	12	13
	2年生	人	20	10	10	11	13
	3年生	人	11	20	10	11	12
	4年生	人	6	11	20	11	12
	5年生	人	3	3	5	10	5
	6年生	人	2	1	1	2	5
確保方策	人	77	77	77	77	77	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（柳本）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	62	67	71	80	87	
	1年生	人	17	17	16	18	19
	2年生	人	12	17	17	17	19
	3年生	人	13	12	17	18	18
	4年生	人	15	13	12	18	19
	5年生	人	3	7	6	6	9
	6年生	人	2	1	3	3	3
確保方策	人	70	70	70	70	70	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（丹波市）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	134	137	139	145	150	
	1年生	人	29	28	27	32	30
	2年生	人	35	29	28	29	34
	3年生	人	28	35	29	30	31
	4年生	人	24	28	35	31	32
	5年生	人	11	12	14	17	15
	6年生	人	7	5	6	6	8
確保方策	人	140	140	140	140	140	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（朝和）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	146	146	140	149	160	
	1年生	人	27	27	27	33	36
	2年生	人	36	27	27	30	36
	3年生	人	39	36	27	30	33
	4年生	人	24	39	36	30	33
	5年生	人	13	11	19	17	14
	6年生	人	7	6	4	9	8
確保方策	人	158	158	158	158	158	

## (3) 子育て短期支援事業【市全体】

## 子育て短期支援事業

## ●ショートステイ

保護者が病気や災害等の緊急時に保育が困難になった時に児童福祉施設で一時的に子どもを預かる事業です。

## ●トワイライトステイ

保護者などが仕事等の理由で平日の夜間又は休日に不在となり、家庭での保育が困難な場合に児童福祉施設で子どもを預かる事業です。

●本市では子育て短期支援事業の天理市内外の施設として社会福祉法人天理（天理養徳院）、いかるが園、宝山寺福祉事業団（いこま乳児院）の3箇所と登録契約しています。

表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人日/年	86	86	86	86	86
確保方策	人日/年	86	86	86	86	86

\* 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人日/年	38	38	38	38	38
確保方策	人日/年	38	38	38	38	38

\* 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

## (4) 地域子育て支援拠点事業【市全体】

## 地域子育て支援拠点事業

## ●一般型

子育て中の保護者等が気軽に、自由に利用できる場を提供。育児相談・情報提供・子育てに関する講座などを実施しています。

《すこやかホール・サロンドキッズ・にぎわいプラザ・ジブリ広場（カレス学園内）・子育てゆとり創造センター天理（柳本保育園内）》

## ●一般型（出張ひろば）

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域において、週1～2回公民館等を活用して「出張ひろば」を開設しています。

●一般型を5箇所、一般型（出張ひろば）を1箇所で展開しています。

表 地域子育て支援拠点事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人回/年	17,606	17,198	16,790	16,382	15,974
確保方策	箇所	5	5	5	5	5

## (5) 一時預かり事業【市全体】

## ①一時預かり（幼稚園型）【市全体】

## 幼稚園の預かり保育

通常の保育時間終了後に預かるサービスです。教育課程に関わる教育時間終了後に、希望する者を対象とし、地域や園の実情に応じて預かり保育を市内市立幼稚園全園で実施してい

表 一時預かり（幼稚園型）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	1号	人日/年	13,389	12,774	11,981	11,674	11,110
	2号	人日/年	3,533	3,456	3,379	3,302	3,226
確保方策	箇所	8	8	8	8	8	
	人日/年	16,922	16,230	15,360	14,976	14,336	

## ②一時預かり（幼稚園型以外）【市全体】

## 一時保育

パート就労や疾病等の緊急時、育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的に保育所（園）等で子どもを預かる事業です。

《南保育所、カレス学園、朝和保育園、ひまわり保育園、柳本保育園、前裁学園、すくすくKIDS広場、子育てサロン サロンドキッズで実施。》

表 一時預かり（幼稚園型以外）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	一時預かり事業 （幼稚園型以外） 人日/年	8,186	8,004	7,819	7,638	7,452
確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型以外） 人日/年	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500

## (6) 病児保育事業（病後児対応型、体調不良児対応型）【広域連携】

## 病児保育事業

## ●病後児対応型

子どもが病気の回復期で、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所（園）、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、本市では圏域での広域利用を推進し、田原本町と提携しています。

## ●体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童を預かる事業です。

表 病児保育事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人日/年	1,582	1,546	1,509	1,472	1,436
確保方策	人日/年	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468

## (7) 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）【市全体】

**子育てサポートクラブ**

子どもを預けたい方と預かっていただける方が会員登録し、地域で子育て家庭を支援するサービスです。

表 子育てサポートクラブの需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		人日/年	57	55	54	53	52
確保方策	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	人日/年	57	55	54	53	52

## (8) 乳児家庭全戸訪問事業【市全体】

**乳児家庭全戸訪問事業**

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児並びにその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。本市では生後4か月までに各家庭を訪問します。

表 乳児家庭全戸訪問事業の対象児童数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人	477	466	454	442	430
確保方策	人	429	419	408	397	387

## (9) 養育支援訪問事業【市全体】

**養育支援訪問事業**

養育の支援をすることが特に必要と認められる児童や保護者などに対し、その養育が適切に行われるように相談、指導、助言やその他必要な支援を行うことを目的とする事業です。

表 養育支援訪問事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人	16	16	16	16	16
確保方策	人	16	16	16	16	16

## (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業【市全体】

**妊婦一般健診**

妊娠中からの母体の健康管理のために妊婦健康診査に関して費用助成をします。

表 妊婦に対して健康診査を実施する事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	件	6,678	6,524	6,356	6,188	6,020
確保方策	件	6,010	5,872	5,720	5,569	5,418

## (11) 利用者支援事業【市全体】

**利用者支援事業**

子どもや保護者教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報集約を行うとともに、相談支援を実施し、関係機関との連絡調整を図る事業です。

表 利用者支援事業の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・ 特定型	必要見込み量	箇所	-	-	-	-	-
	確保方策	箇所	-	-	-	-	-
母子保健 型	必要見込み量	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1

\* 「基本型」は、地域子育て支援拠点等の身近な場所で「利用者支援」と「地域連携」を共に行う事業です。「特定型」は、主に市の窓口で子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業です。

\* 「母子保健型」は、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市全体】

**実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等、また、特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食材料費）に対して助成する事業です。

本市では、特定教育・保育施設の幼稚園で保護者が負担する日用品、文房具等の購入に要する費用や、特定子ども・子育て支援施設の幼稚園で保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食材料費）について、低所得で生計が困難である家庭に対してこれらの実費徴収額の一部を補助することで円滑な幼稚園の利用を図り、子どものすこやかな成長を支援します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【市全体】

**多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用するために、その参入促進のための事業です。

本市では、既存の私立及び公立の事業者によって各種の子育て支援を充実してきた経緯があります。今後、本市の実情や需給の状況を十分に把握したうえで、既存事業者の動向を踏まえながら適切に検討していきます。

## 8. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### (1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

- 認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持つ施設であり、幼稚園、保育所（園）において蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
- 既存の保育所（園）の老朽化や耐震化の改修が困難な場合は、在園児の状況等にも配慮して幼稚園の認定こども園化を研究します。

### (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修並びに認定こども園、幼稚園、保育所等の連携

- 学校教育・保育内容の充実を図るため、幼稚園、保育所（園）で培ってきた知識・技能の相互理解と共有を図ります。
- 教諭と保育士の交流、情報共有等によって、子ども達の特性に沿った教育・保育内容について共に研究し、教育・保育を共に研修できる機会の充実を図ります。
- 保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う指導主事・幼児教育アドバイザーを育成・配置します。
- 保健センター・幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校・子育て支援センター・教育総合センター等が連携して、教育・保育のあり方を共有し、市民が必要とする教育・保育内容を効果的に提供できるように努めます。

## 9. その他の任意記載事項関連

### (1) 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

- 保護者が産前・産後休暇及び育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、様々な機関を通じて相談・情報提供するとともに、保護者の仕事と育児の両立を支援するため計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の推進に努めます。
- 育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が質の高い保育を利用できるよう、入所者の新たな選考基準を確実に運用し必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

## (2) 児童虐待防止対策の充実

### ①発生予防、早期発見、早期療育支援

- 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生・児童委員等の連携により、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。
- 保健センター等での乳幼児健康診査や各種相談の取組、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育てサロン、子育て教室、各幼稚園・保育所（園）・子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」での対応等により早期に状況を把握し、必要に応じて養育支援訪問事業等の適切な支援につなぐなど、育児上の困難を抱える家庭の早期支援に努めます。

### ②関係機関との連携及び相談体制の強化

- 児童虐待の防止、発見、対応に向けて、福祉、教育、保健、警察等の関係機関が緊密な連携を図り、地域全体で子どもを守る支援体制を強化します。
- 天理市要保護児童対策地域協議会では関係機関の連携を密にし、地域における児童虐待防止のネットワークをひろげ、問題となるケースの確認・認識の迅速な共有に努めます。

## (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

表 ひとり親家庭等の自立支援

取組	内容
子育て・生活支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てや生活において精神的な支えを必要とする保護者や、家庭での子育てと仕事の両立が困難な場合に適切な援助を行います。</li> <li>・生活全般を幅広く支援する仕組みや個々の世帯の抱える問題に対し、相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな福祉サービスの展開と相談体制の充実をめざします。</li> </ul>
就業支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入面・雇用条件面でより良い就業の場を確保し安定した生活を送れるよう、福祉と雇用の施策及び機関の緊密な連携を図り、就業支援策の周知に努めます。</li> </ul>
養育費の確保策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等の子どもの養育費が確保できるよう、養育費についての取り決めや取得の促進を図ります。</li> <li>・養育費支払いや取得についての認識を高める広報・啓発活動の推進や相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
経済的支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当等の経済的支援策に関して関連窓口で情報提供に努めます。</li> <li>・制度の適正な実施によって、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、経済面での支援体制を推進します。</li> </ul>

## (4) 障害児施策の充実等

- 多様化する障害の種類等も踏まえ、障害のある子ども本人と、障害のある子どもを育てる家庭が地域で尊厳をもって生活できるよう、きめ細かな相談体制を築き保健・福祉・教育等のサービスの連続性と、密接な連携を図ります。
- 障害のある子どもの発達段階に応じた適切な支援を行うための専門的なノウハウの共有と、早期発見・療育・生活支援の分野での一貫した支援体制づくりを推進します。

表 障害児施策の充実

取組	内容
早期発見・早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の原因となる疾病及び事故の予防、障害の早期発見に向けて、健康診査やすくすく教室等の母子保健事業の充実に努めます。</li> <li>・早期療育は、杉の子学級等において子どもとその保護者等がともに通園して療育指導を受けられるシステムを充実します。</li> </ul>
障害がある子どもへの子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園や保育所（園）への臨床心理士の派遣による巡回相談や、教諭・保育士の加配等により対応の充実に努めるとともに、学童保育所でも軽度の障害のある子どもの受入を推進します。</li> <li>・障害の状態に応じて、子どもの可能性を最大限に伸ばし将来の自立と社会参加に向けて必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図ります。また、専門家等の協力も得ながら一人一人の希望に応じた適切な支援を推進します。</li> </ul>
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供します。</li> <li>・認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めます。</li> <li>・インクルーシブ教育<sup>①</sup>を推進しながら、各関係機関等の連携により特別支援教育の体制整備を進めます。</li> </ul>
発達障害がある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害について社会的な理解が深まるよう適切な情報の周知に努めます。</li> <li>・家族が適切な子育てを行えるよう、支援体制の充実に努めます。</li> </ul>
医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するよう努めます。</li> </ul>
生活支援に関する障害福祉計画との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援、就学支援、子育て支援の充実を含めた支援体制の一貫した取組を推進します。</li> <li>・天理市障害児福祉計画等も踏まえ、障害のある子どもの専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。</li> </ul>

<sup>①</sup> 批准した障害者権利条約に示されたもので、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるための教育システム概念です。障害のある者が教育の制度から排除されないこと、その際の「合理的配慮」の必要性等が示されています。インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育を着実に推進することがめざされています。

### (5) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

#### ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

- 男女が互いに子育てに関する理解を深めるだけではなく、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、働き方の見直し等も検討します。
- 関係機関や企業と連携し、家庭や職場における理解、協力を進め、夫婦がともに子育てを楽しみながら働き続けられる環境をめざします。

表 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

取組	内容
仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進	・ 子育てと仕事の両立やライフスタイル、周りを取り巻くあらゆる社会環境に対し男女共同参画社会について学習する機会も含め、講座内容の見直しを行いながら魅力的な講座の提供に努めます。
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の提供等	・ 県は「なら子育て応援団」として子育てを応援する企業・店舗・NPO等を登録しています。県と連携し子育てを応援する企業等の情報提供及び周知に努めます。

#### ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての調和という視点で社会資源の活用を図ります。
- 保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

#### ③ 子育て世代の就労支援

- 子育て世代の経済的負担軽減を図るため、天理市しごとセンター・産業振興館（テレワークセンター）との連携を図りニーズに合わせた就労支援を行います。



## 第5章 計画の推進に向けて

## 1. 計画の推進に向けた役割

### (1) 家庭の役割

子育ての基本の場は「家庭」であり、保護者は子どもに対する責任を有しています。そして、子どもを含めた家族全員が、家庭生活における責任と役割を主体的に分担し、充実した家庭生活を送れるよう努める必要があります。また、子どもへのしつけは家庭における最も重要な役割の一つですが、子どもも基本的人権を有する一人の人間として尊重し、かけがえのない生命と人格を有することを忘れてはいけません。

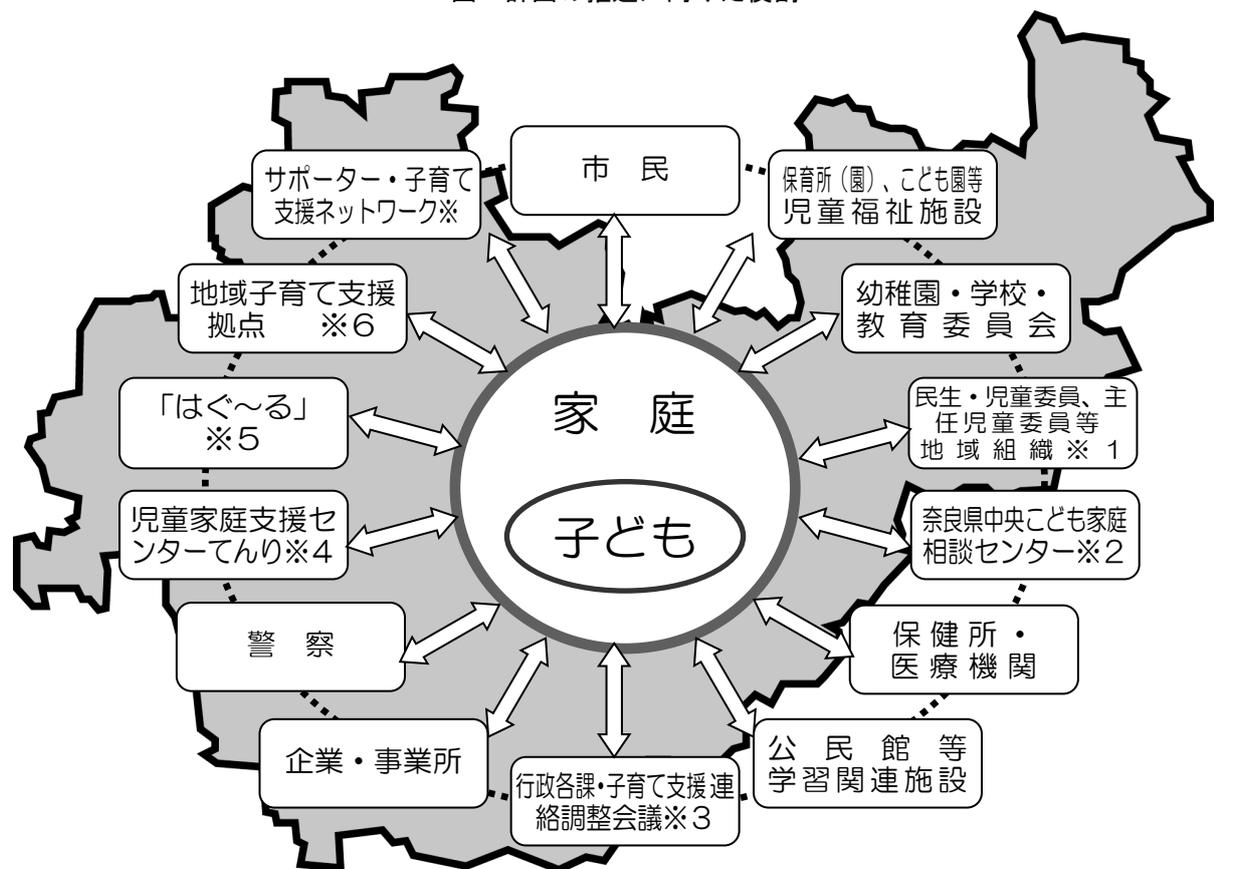
### (2) 地域の役割

子どもは次世代の天理市の担い手であり、家庭はもとより企業、各種団体等も含めた地域の宝です。そのため、子育ての基本の場を家庭としながらも、子育て家庭を取り巻く地域全体であらゆる主体が協働し子どもを育てる意識を持つことが求められています。そして、子育て中の家庭が地域の中で孤立することのないよう、市民や企業、各種団体等地域社会が連携し協力しながら子育て家庭を支え、誰もが安心して子育てができるまち、子どもがすこやかに育つまちを築くことが大切です。また、子育てと仕事を両立できる仕組みを充実し、子育て中の男女がともに子育ての責任を果たすことができる職場環境を整えることも大切です。

### (3) 行政の役割

本市は本計画の内容を市民に広く知らせるとともに、家庭、地域社会が連携し協力しながら、地域全体で子育てに取り組んでいけるよう、様々な施策を総合的、計画的に推進する必要があります。さらに、家庭や地域社会と協働し、子どもたちが夢を持っていきいきと成長するとともに、安心して子育てができるまちづくりを進めるために、全庁が一体となって計画を推進します。

図 計画の推進に向けた役割



天理市全域のイメージ図  
天理市全体で取組む様子を  
表しています。

※1 民生・児童委員、主任児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣からの委託を受け地域の中で高齢者、障害のある人、児童、母子・父子家庭など、福祉の手だてが必要な人の相談・援助にあたり、行政とのパイプ役を務めています。

※2 奈良県中央こども家庭相談センター

「こども相談」と「女性相談」を一体的に、また、より専門的に援助するため、県の児童相談所と婦人相談所を統合し「中央こども家庭相談センター」として運営する行政機関です。「こども相談」では0歳から18歳未満の児童のあらゆる相談に応じ、心身の健全育成のために専門的な援助活動を実施しています。また、「女性相談」では、女性の様々な悩みの相談に応じるほか、配偶者暴力相談支援センターを併設し性別にかかわらず配偶者からの暴力に関する相談・支援を行っています。

※3 行政各課・子育て支援連絡調整会議

本計画は保健、福祉、教育分野の担当課だけでなく、庁内のすべての課が一体となって策定しています。子育て支援連絡調整会議を定期的で開催するなど、全庁的な取組により市民の子育てを支援します。

#### ※4 児童家庭支援センターてんり

相談指導に関する知見、夜間緊急時の対応という観点から、児童養護施設等の24時間型施設に附置されている行政機関です。0歳から18歳未満の児童のあらゆる相談に応じ、心身の健全育成のために専門的な援助活動を実施するとともに、奈良県中央こども家庭相談センターからの受託による指導や、天理市要保護児童対策地域協議会など関係機関等との連携や連絡調整を行っています。

#### ※5 「はぐ〜る」

「はぐ〜る」は、天理市子育て世代すこやか支援センターのことです。子育て支援の拠点として相談窓口を設けたり、子育て中の保護者のいこいのスペースとしてすこやかホール、子育てグループやサークルなど親子で集まって遊べる場所として子育て活動室を開設しています。

#### ※6 天理市地域子育て支援拠点

天理市地域子育て支援拠点は、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。

市内5箇所：「すこやかホール」

「サロンドキッズ」

「子育てゆとり創造センター天理（柳本保育園内）」

「ジブリ広場（カレス学園内）」

「にぎわいプラザ」

#### ※7 サポーター・子育て支援ネットワーク

サポーターとは子育てサポーター（子育てサポートクラブで子どもを預かる市民）や保育サポーター（子育て支援事業等を手助けする市民スタッフ）などを表しています。

子育て支援ネットワークとは「はぐ〜る」、子育て教室などの活動を機に、市民が自主的に子育てサークルを立ち上げて展開している様子、さらには、障害のある子どもやその保護者に対する就学に向けて連携を密にするなど、広がりをもせる子育て支援の輪を表しています。

## 2. 計画の推進と評価

### (1) 子どもと家庭を支える地域支援体制 ー関係各機関の連携と市民参加ー

- 保育所（園）や幼稚園、学校、児童福祉施設、公民館、保健センター、医療機関、子育て支援センター、「はぐ〜る」等の子育て支援施設や、企業、警察、行政、また民生委員・児童委員、サポーター等、地域の様々な社会資源や主体が連携、協力できる体制づくりを進めます。
- 就学前児童の質の高い学校教育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けて、計画的な基盤整備を検討するため、行政だけでなく教育・保育施設の実施主体等と連携・協働します。
- 子どものための安全な地域社会づくりや虐待の防止、早期発見には、市民が自分の周りにいる子どもに気を配り、見守ることが重要であり、市民が自分のできる範囲で子どもや子育て家庭と関わりができる意識づくり、体制づくりを考えます。

### (2) 計画の推進状況の評価

- 天理市子ども・子育て会議において、本計画の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等を毎年度、点検、評価し、結果は広報紙やホームページへの掲載等により住民に分かりやすく情報公開します。また、住民の意見等を得ながら、結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図るなど、社会状況の変化に的確、柔軟に対応します。
- 利用者の視点に立った指標（各事業の確保方策の量）の評価にあたっては、この指標を用いた個別事業の進捗状況（アウトプット）の点検を行います。また、これらの個別事業の進捗状況を基に、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。
- 本計画では就学前児童の学校教育・保育の確保を図る観点から、計画の中間年を目途として、天理市子ども・子育て会議等を活用して計画の見直しを検討します。

### (3) 行政内の推進体制

- 本計画を子ども・子育て支援に特に関係する保健、福祉、教育分野の担当課だけで推進するのではなく、総合的にバランスよく進められるよう、庁内のすべての課が一体となって連携、協力できる、子育て支援連絡調整会議等の取組を進めます。進捗状況の整理については、子育て支援連絡調整会議等において、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめます。

### (4) 計画の周知

- 地域社会全体で子育て支援を行うために、子育てに関わっている人たちだけではなくすべての市民が自分にできることから関わるができるように、市のホームページ等で本計画書を公表するとともに、様々な機会、方法を通じて計画内容の周知を図ります。



資料

## 1. 本計画に関連する事業の展開

## (1) 子どもの人権擁護の推進

事業名	ブロック別人権教育推進事業	担当課	まなび推進課
事業概要	○市内4中学校区をブロックとして、各ブロック単位（保・幼・小・中）で人権教育の実践交流及び研究を通して、ブロック内の連携並びに人権教育のより一層の深化を図ります。		
事業名	子ども人権活動推進事業	担当課	まなび推進課
事業概要	○子どもの人権意識の向上と子どもを中心とした家庭、地域の教育力の高揚を図るため「人権・学習講座」「地域ふれあい体験講座」「子育て学習講座」を開設します。		
事業名	相談・支援事業	担当課	児童福祉課（家庭児童相談室）
事業概要	○家庭における児童の養育に関する問題に対して、その相談業務を実施し、家庭児童福祉の向上を図ります。 ○相談内容によっては「天理市要保護児童対策地域協議会」やこども家庭相談センター等の関係機関とつなぎ、問題の解決を図ります。		
事業名	教育相談（来所・電話）	担当課	教育総合センター
事業概要	○不登校、学校不適応、いじめ等心の問題で悩む本人、保護者及び学校、園の教職員に対してカウンセリングやプレイセラピー（遊戯療法）、コンサルテーションによる支援を行います。		
事業名	青少年を守り育てる市民の集い ～わたしの主張 in てんり～	担当課	教育総合センター
事業概要	○年1回、子どもたちに意見発表の場を提供し、子どもだからこそ見えるもの、感じられることについて提言を求め、その声を真摯に受け止め、様々な世代の人との意見交流をします。 ○より良い社会の実現に向けて身近なところから「今、自分たちにできることは何か」を子どもたちとともに考えていく機会とします。 ○展開方法やテーマを毎年見直し、より良い地域社会の実現をめざします。		
事業名	不登校等児童生徒支援事業	担当課	教育総合センター
事業概要	○不登校児童生徒の個々の状況や学校（園）不適応問題あるいはいじめ問題等の現状を具体的に把握し、その解決への方途を探ります。方途としての教育相談、ゆうフレンド派遣、適応指導教室（いちょうの木教室）等の支援、検討を行います。 ○事例検討や教職員の力量を高めるための研修を実施し、支援を行います。 ○不登校等支援委員会として活動します。 ○不登校の早期対応をめざし、学校訪問教育相談を行います。		
事業名	各種児童館活動	担当課	御経野児童館（御経野コミュニティセンター） 石上児童館（人権センター） 嘉幡児童館（嘉幡コミュニティセンター）
事業概要	○児童館がより安全な居場所となるよう快適な環境づくりを行います。 ○小学生を中心に低学年、中学年、高学年の縦の関係をとり入れた活動を行い、日々の活動、館外活動、体験活動等を通して、子どもたち一人一人の人権意識や仲間意識を育てます。		

事業名	天理市要保護児童対策地域協議会	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○天理市及び福祉、教育、保健、司法の各機関が連携して、子どもの虐待を防止し、子どもの最善の利益を考え、福祉の向上を図ります。</p> <p>○虐待の早期発見及び防止に向けた啓発を行い、現場での迅速対応に向け民生・児童委員や主任児童委員、近所の見守り体制等地域におけるネットワーク力を高められるよう呼びかけます。</p>		

## (2) 子育て支援サービスの充実

事業名	園庭開放	担当課	幼稚園、保育所（園）、こども園、まなび推進課、児童福祉課
事業概要	<p>○地域に開かれた幼稚園・保育所（園）運営の促進を目的に「親子で遊ぶ場と保護者同士の交流できる場」として園庭を開放するとともに、「親のニーズに応じた子育て相談」を行います。</p>		
事業名	未就園児親子登園日	担当課	幼稚園、まなび推進課
事業概要	<p>○スムーズな入園を図るため、未就園児が親子で在園児とふれあったり、園の行事に参加したりできる未就園児親子登園日を設けます。</p>		
事業名	預かり保育事業	担当課	幼稚園、まなび推進課
事業概要	<p>○すべての幼稚園・こども園において、週3～5回通常の保育終了後2時間程度の短時間預かり保育と、長期休業中の預かり保育を実施します。</p> <p>○樺本幼稚園・二階堂幼稚園・柳本幼稚園、前栽幼稚園において、午前8時～8時30分と午後6時までの長時間預かり保育を実施します。</p>		
事業名	相談・支援事業 [再掲 (80 ページ)]	担当課	児童福祉課 (家庭児童相談室)
事業概要	<p>○家庭における児童の養育に関する問題に対して、その相談業務を実施し、家庭児童福祉の向上を図ります。</p> <p>○相談内容によっては「天理市要保護児童対策地域協議会」やこども家庭相談センター等の関係機関とつなぎ、問題の解決を図ります。</p>		
事業名	おもちゃ・絵本の貸出事業	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○「子育て世代すこやか支援センターはぐ〜る」でおもちゃや絵本、備品等を貸出します。</p>		
事業名	子育てサークル育成事業	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○子育てサークルの活動がより豊かになるよう、育成補助金支援を行います。</p>		
事業名	教育相談（来所・電話） [再掲 (80 ページ)]	担当課	教育総合センター
事業概要	<p>○不登校、学校不適応、いじめ等心の問題で悩む本人、保護者及び学校、園の教職員に対してカウンセリングやプレイセラピー（遊戯療法）、コンサルテーションによる支援を行います。</p>		
業名	子育て支援情報紙「のびのび通信」発行	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○妊娠期～18歳までの子育て情報を「広報紙「町から町へ」の折込として配布し（年間2回発行）、市民により分かりやすく、利用しやすく提供します。</p>		

事業名	地域子育て支援拠点事業	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。</p> <p>○以下の5箇所において、事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すこやかホール</li> <li>・サロンドキッズ</li> <li>・にぎわいプラザ</li> <li>・ジブリ広場（カレス学園内）</li> <li>・子育てゆとり創造センター天理（柳本保育園内）</li> </ul>		
事業名	土曜子育てサロン	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○父親の子育て参加や子育て相談が気軽にできるなど、子育て中の保護者が安心して親子で遊びに行ける場の提供として、保育サポーターの力を借りて毎月1回土曜日に開催します。</p>		
事業名	出前保育「みんなで遊ぼう！！」	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○市内公民館等において、未就園の子どもとその保護者を対象に、ふれあいあそびをしたりパネルシアターを見たりしながら、親子で楽しく過ごせる場を提供します。</p> <p>○子育てゆとり創造センター・天理（柳本保育園）やNPO法人サロンドキッズと連携し、子育て相談も随時行います。</p>		
事業名	子育て教室	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○子育てに悩む保護者や、友達をつくりたい親子に、ふれあい遊びを紹介し、一緒に遊びながら子育てについて学びあう機会を月齢・学齢ごとに提供します。</p> <p>○月齢・学齢ごとにグループを分けて事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひよこグループ…生後4～10か月までの子どもと保護者（第1子優先）</li> <li>・かるがもグループ…生後4～10か月までの子どもと保護者（第2子優先）</li> <li>・うさぎグループ…0歳児と保護者</li> <li>・ぞうグループ…1歳児と保護者</li> <li>・ぱんだグループ…2歳児と保護者</li> </ul>		
事業名	サポーター養成講座 （保育サポーター・子育てサポーター）	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○子育て関連施設で働いた経験のある人や、子育て支援、ボランティア活動等に関心のある人が、一人一人の持つ力を発揮し、現代の子育て事情を理解した上で、地域における子育て支援のコーディネーターのような役割をはたし、輪を広げる窓口となれるサポーターを養成します。</p>		
事業名	放課後児童健全育成事業（学童保育）	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○保護者等の労働または疾病等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童（放課後児童）を預かる学童保育所を開設し、児童の健全育成を図ります。</p>		
事業名	児童手当	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○家庭における経済的生活の安定と、次代を担う子どもの健全な育成及び資質の向上に資するために手当を支給します。</p>		

事業名	児童扶養手当	担当課	児童福祉課
事業概要	○父または母と生計を同じくしていない、もしくは父または母がいても父または母に重度の障害がある子どもの家庭生活の安定と自立を助け、子どもが心身ともにすこやかに成長できるよう、母または父や母または父にかわってその子ども（一定の障害がある子どもは20歳未満）を養育している人に手当を給付します。ただし、所得制限があります。		
事業名	一般的な一時預かり事業	担当課	保育所（園）、児童福祉課
事業概要	○育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う緊急一時的保育ニーズに対応するため、保育サービス事業を実施します。		
事業名	延長保育	担当課	保育所（園）、児童福祉課
事業概要	○保護者の就労、保育ニーズに応じ、通常保育時間の前後において延長保育を実施します。		
事業名	障害のある子どもの保育	担当課	保育所（園）、児童福祉課
事業概要	○保育所（園）への障害のある子どもの積極的な受け入れ、またお互いの個性や違いを認め人権を大切に子どもを育てる保育に努めるとともに、療育の充実を図り、障害のある子どもとその家庭を支援します。		
事業名	ショートステイ事業	担当課	児童福祉課
事業概要	○子どもを養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由により家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に子どもの預かりを実施します。		
事業名	トワイライトステイ事業	担当課	児童福祉課
事業概要	○子どもを養育している保護者が、仕事等の理由によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、子どもに対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童福祉施設で一時的に子どもの預かりを実施します。		
事業名	病児保育事業	担当課	児童福祉課
事業概要	○病後児対応型 子どもが病気の回復期で、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所（園）、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、本市では田原本町と連携し、圏域での広域利用を推進します。 ○体調不良児型 事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童の預かりを実施します。		
事業名	子育てサポートクラブ	担当課	児童福祉課
事業概要	○仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、「子どもを預けたい人（利用会員）」と「子どもを預かっていただける人（サポート会員）」を会員として、地域で子育てを支援します。		
事業名	親子で楽しむ音楽会	担当課	児童福祉課
事業概要	○生の音楽にふれ親子で音楽会を楽しむとともに、保護者の気持ちをリフレッシュするため年2回実施します。		

事業名	コミュニティセンター・児童館での子育て支援	担当課	御経野児童館（御経野コミュニティセンター） 石上児童館（人権センター） 嘉幡児童館（嘉幡コミュニティセンター）
事業概要	○ [コミュニティセンター] 子育てグループの施設利用の使用料減免措置を講じます。 ○ [児童館] 子育て支援関連の貸館利用の充実を図ります。		
事業名	親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（BPプログラム）	担当課	児童福祉課
事業概要	○初めて赤ちゃんを育てている母親と0歳児の赤ちゃんと一緒に参加し、育児の知識やスキル、親の役割などを一緒に学びます。		

### （3）保健医療体制の充実

事業名	子宝支援助成事業（不妊・不育治療）	担当課	健康推進課
事業概要	○不妊に悩む夫婦に対し、体外受精などを除く一般不妊治療の費用及び不育治療の費用を補助します。（年に1回5万円まで申請初年度より5年間）		
事業名	妊娠判定受診料補助事業	担当課	健康推進課
事業概要	○非課税世帯及び生活保護世帯への妊娠判定費用を補助します。（年に2回、1回に7千円まで）		
事業名	妊婦一般健康診査助成事業	担当課	健康推進課
事業概要	○妊娠中の異常を早期発見し、安心して出産するために妊婦が受診する健康診査の費用を一部補助します。		
事業名	予防接種	担当課	健康推進課
事業概要	○各種予防接種を実施します。		
事業名	乳幼児相談	担当課	健康推進課
事業概要	○身体計測・成長発達確認・育児・栄養相談（離乳食）・予防接種について等育児に関する情報提供や育てにくさを感じている保護者への相談・支援を行います。		
事業名	発達相談	担当課	健康推進課
事業概要	○乳幼児期からの精神面や発達等の発達保障をめざし、保護者が安心して養育できるように必要な時期に発達相談員による心の発達相談と、子育てに対する発達相談支援を実施します。		
事業名	子育て教室（すくすく教室、おひさま教室）	担当課	健康推進課
事業概要	○保護者が子どもの発達状況を正しく把握でき、日常生活の中で発達に合わせた子育てができるように、乳幼児健診後のフォローとして発達年齢にあわせた集団指導教室を実施します。		

事業名	助産師訪問指導事業	担当課	健康推進課
事業概要	○妊産婦とその配偶者及びその乳幼児に対して、安心して妊娠、出産、育児ができるように、健康状態に応じて保健指導を行います。		
事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	担当課	健康推進課
事業概要	○生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを持つ親子の早期発見及び養育環境の把握に努め、子育てに関する情報提供等を通して育児支援を行います。		
事業名	乳幼児健診	担当課	健康推進課
事業概要	○子どものすこやかな成長発達と健康を確認し、子育てに対する不安を軽減し、安心して子育てができるよう、小児科医師や、歯科医師、発達相談員、保育士、栄養士、歯科衛生士、看護師、保健師などの様々な専門職が総合的に健診を実施するとともに、食生活改善推進員が食育についての情報提供を行います。		
事業名	2歳児歯科健診	担当課	健康推進課
事業概要	○市内の医療機関で健診を実施し、幼児期から「かかりつけ医」をもつことで生涯を通じた歯の健康につなげます。		
事業名	新生児全戸訪問事業	担当課	健康推進課
事業概要	○保健師・助産師・ドウーラが生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、体重測定等の発育確認や予防接種、母子支援事業の説明、紹介等を行います。		
事業名	母子健康手帳の交付（妊婦面接）	担当課	健康推進課
事業概要	○母子健康手帳の交付時に、保健師又は助産師が面接をして妊娠中の不安の軽減を行います。また、安心して出産を迎えられるよう電話又は訪問を通して支援を行います。		
事業名	ブックスタート事業	担当課	健康推進課
事業概要	○出生届出時に絵本を配布し、早期より絵本の読み聞かせの大切さを啓発し、親子のふれあいを図ります。 ○4か月健診で「絵本の読み聞かせ」を実施します。		
事業名	産後ケア事業（ショートステイ・デイサービス）	担当課	健康推進課
事業概要	○市内の病院・助産院と連携し、生後4か月までに家族等からの支援が得にくい母親と赤ちゃん（特に支援を必要とする方）に対し、産後ケアや相談を行います。		
事業名	訪問指導	担当課	健康推進課
事業概要	○保健師や栄養士、発達相談員等が各家庭を訪問して、心身の健康に関する相談、支援を行います。		
事業名	休日応急診療	担当課	健康推進課
事業概要	○日曜・祝日に休日応急診療所を開設して、子どもの急な発熱等の疾病に対応します。		

事業名	子ども医療費助成事業	担当課	保険医療課
事業概要	○乳幼児（0歳～就学前児童）、小学生、中学生の健康保持及び福祉の増進と養育者の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児、小学生、中学生を養育している方を対象に医療費を助成します。		
事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業	担当課	保険医療課
事業概要	○ひとり親家庭等の健康保持向上、生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等の父母等と18歳未満の児童を対象に医療費を助成します。		
事業名	食育の推進事業	担当課	健康推進課、まなび推進課
事業概要	○「おやこ食育教室」を開催し、食生活改善推進員と一緒に、「食べ物の正しい知識、料理を作る楽しさ」を学びます。		

#### （4）仕事と子育て両立のための環境整備

事業名	子育てサポートクラブ [再掲 (83 ページ)]	担当課	児童福祉課
事業概要	○仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、「子どもを預けたい人（利用会員）」と「子どもを預かっていただける人（サポート会員）」を会員として、地域で子育てを支援します。		
事業名	一般的な一時預かり事業 [再掲 (83 ページ)]	担当課	保育所（園）、児童福祉課
事業概要	○育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う緊急一時的保育ニーズに対応するため、保育サービス事業を実施します。		
事業名	延長保育 [再掲 (83 ページ)]	担当課	保育所（園）、児童福祉課
事業概要	○保護者の就労、保育ニーズに応じ、通常保育時間の前後において延長保育を実施します。		
事業名	放課後児童健全育成事業（学童保育） [再掲 (82 ページ)]	担当課	児童福祉課
事業概要	○保護者等の労働または疾病等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童（放課後児童）を預かる学童保育所を開設し、児童の健全育成を図ります。		

#### （5）地域で子どもがすこやかに育つ環境づくり

事業名	各種児童館活動 [再掲 (80 ページ)]	担当課	御経野児童館（御経野コミュニティセンター） 石上児童館（人権センター） 嘉幡児童館（嘉幡コミュニティセンター）
事業概要	○児童館がより安全な居場所となるよう快適な環境づくりを行います。 ○小学生を中心に低学年、中学年、高学年の縦の関係を取り入れた活動を行い、日々の活動、館外活動、体験活動等を通して、子どもたち一人一人の人権意識や仲間意識を育てます。		

事業名	サポーター養成講座（保育サポーター・子育てサポーター）〔再掲（82ページ）〕	担当課	児童福祉課
事業概要	○子育て関連施設で働いた経験のある人や、子育て支援、ボランティア活動等に関心のある人が、一人一人の持つ力を発揮し、現代の子育て事情を理解した上で、地域における子育て支援のコーディネーターのような役割を果たし、輪を広げる窓口となれるサポーターを養成します。		
事業名	子育てサポートクラブ〔再掲（83ページ）〕	担当課	児童福祉課
事業概要	○仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、「子どもを預けたい人（利用会員）」と「子どもを預かっていただける人（サポート会員）」を会員として、地域で子育てを支援します。		
事業名	地域子育て支援拠点事業〔再掲（82ページ）〕	担当課	児童福祉課
事業概要	○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ○以下の5箇所において、事業を実施します。 ・すこやかホール ・サロンドキッズ ・にぎわいプラザ ・ジブリ広場（カレス学園内） ・子育てゆとり創造センター天理（柳本保育園内）		
事業名	出前保育「みんなで遊ぼう！！」〔再掲（82ページ）〕	担当課	児童福祉課
事業概要	○市内公民館等において、未就園の子どもとその保護者を対象に、ふれあいあそびをしたりパネルシアターを見たりしながら、親子で楽しく過ごせる場を提供します。 ○子育てゆとり創造センター・天理（柳本保育園）やNPO法人サロンドキッズと連携し、子育て相談も随時行います。		
事業名	放課後等の学習活動	担当課	まなび推進課
事業概要	○地域の人たちが、子どもへの教育に携わる仕組みづくりを行います。また、子どもたちが放課後や土曜日を、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めます。 ○井戸堂小学校で放課後わくわく広場を、式上・櫛本公民館で、サタデースクールを開催します。		
事業名	体験学習（公民館）	担当課	まなび推進課
事業概要	○子どもたちを公民館に集め、地域との交流や世代間の交流等を通して子どもたちの健全な育成を図る取組を、各公民館の独自性を出して展開します。		
事業名	天理市交通安全母の会の活動支援	担当課	防災安全課
事業概要	○市内の幼稚園、保育所（園）、小学校等から依頼があれば「天理市交通安全母の会」が出向いて、人形劇、実際の道路や交差点を想定した歩行訓練を通して、幼児、小学生などに交通ルールや交通安全の自覚と実践を促す交通安全教室を行います。		

事業名	防犯パトロール事業	担当課	防災安全課
事業概要	○子どもが安心して通学できるように小学校周辺や通学路のパトロール活動を行い、街頭犯罪の防止啓発活動を実施します。		
事業名	巡回パトロール事業	担当課	教育総合センター
事業概要	○市内の幼児児童生徒を犯罪から守り、安心して暮らせるための防犯対策として、定期、特別、早朝、随時等、学校の動きに合わせて様々な場面で、市内を5ブロックに分け、青色のパトロール車で巡回します。		
事業名	不審者対策	担当課	教育総合センター
事業概要	○各学校（園）、警察からの不審者情報の収集と各学校（園）、保護者、関係機関への不審者情報や啓発文の発信とメール配信を行い、子どもの安全を守ります。		
事業名	ストーリーテラー養成講座	担当課	図書館
事業概要	○「おはなし」の語り手を養成し、子どもが楽しみながら本の世界に入る手助けをする人材を養成します。 ○各国の昔話や創作の話等について深く学び、実際におはなしを語ることを通し、語り手を養成します。		
事業名	移動図書館車「はるか号」の巡回	担当課	図書館
事業概要	○徒歩で図書館に来館するのが困難な地域に移動図書館車を巡回させ、広く市民に図書の貸出サービスを提供します。		
事業名	絵本の読み聞かせ講座	担当課	図書館
事業概要	○長年読み継がれてきた絵本についての講義、読み聞かせの実習を通じて、地域で活動するボランティアを育成します。		

## （6）子どもが生きる力を育む教育の推進

事業名	スクールサポート活用事業	担当課	まなび推進課
事業概要	○学校教育活動を直接支援できる社会人を天理市立小中学校に非常勤職員として配置し、学校教育の充実のためサポートを行います。市内の該当12校で次のような内容で有意義に活用し、よりきめ細かい充実した支援を行います。 〈特別支援教育に関わる児童生徒への生活指導支援、不登校児・不登校傾向児への登校支援、低学力児への指導支援、校外体験学習へのサポート〉		
事業名	情報発信	担当課	まなび推進課、各校園
事業概要	○子どもたちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域社会が力を合わせて、すこやかな成長を促すための啓発をします。 ○学校・園の教育内容の理解・啓発や家庭教育の大切さを啓発するために、学校・園だよりを発行します。さらに、公民館だよりへの掲載や各公共施設への啓発ポスターの掲示を行います。		

事業名	A L T派遣事業	担当課	まなび推進課
事業概要	○小中学校に外国語指導助手（A L T）を派遣し、日本人の外国語教師の行う授業の補助や小学校における外国語活動及び国際交流に関する活動を推進します。		
事業名	「コンピュータ機器の配備及び整備」事業	担当課	教育総務課
事業概要	○小学校でタブレット端末は1人に1台、パソコンは2人に1台コンピュータ室に配備し、学習補充や情報学習に活用します。		
事業名	各種児童館活動 [再掲 (80 ページ)]	担当課	御経野児童館（御経野コミュニティセンター） 石上児童館（人権センター） 嘉幡児童館（嘉幡コミュニティセンター）
事業概要	○児童館がより安全な居場所となるよう快適な環境づくりを行います。 ○小学生を中心に低学年、中学年、高学年の縦の関係を取り入れた活動を行い、日々の活動、館外活動、体験活動等を通して、子どもたち一人一人の人権意識や仲間意識を育てます。		
事業名	施設開放の対応（学校体育施設開放事業）	担当課	文化スポーツ振興課
事業概要	○市民のスポーツ振興及健康体力づくりのため、市民のスポーツ振興及び健康体力づくりの活動の場を確保します。		
事業名	小中連携事業	担当課	まなび推進課
事業概要	○中学入学予定の6年生を対象に、中学校で学習する内容や活動等の学習を行うことにより小中学校における一層の連携を推進し、中1ギャップ等の子どもたちの不安を和らげるとともに、義務教育9年間を一つのスパンとしてとらえた中で子どもの教育を推進します。		
事業名	子どもに対するおはなし会	担当課	図書館
事業概要	○子どもと本を結びつける有効で楽しい手段として、また、小さいときから、耳から読書を楽しむことにより、文学に親しみ、生涯にわたる読書習慣の素地を培うことを目的として、昔話、創作のはなし等、いろいろな内容でおはなし会を開催します。		
事業名	いっしょにあそぼう！－わらべうたと絵本－	担当課	図書館
事業概要	○0～3歳児の親と子がともに「あそび」を通して、楽しく本の世界に入れるように、わらべうたや手あそび、絵本を読む会を開催します。		
事業名	夏休み子ども一日図書館員	担当課	図書館
事業概要	○小学4年生から6年生までの小学生を対象に、カウンター業務等、図書館の業務を体験します。		

## (7) 障害のある子どもの自立と支援

事業名	幼稚園特別支援教育総合推進事業	担当課	まなび推進課
事業概要	<p>○特別支援教育推進事業 日々の実践の中で教員が出会う教育上の疑問や悩みに応えるため、4人の講師を各幼稚園に派遣し、特別支援教育についての研修を実施します。</p> <p>○在園児未就園児巡回教育相談 一人一人の子どもに応じた特別支援教育の充実をめざし、臨床発達心理士が各幼稚園で教育相談を実施します。</p>		
事業名	特別支援学級在籍児童生徒交流事業	担当課	まなび推進課
事業概要	<p>○市内小中学校特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、在籍児童生徒の交流を図るとともに、社会適応能力の向上をめざし、宿泊学習、交流遠足、お別れ会等の行事を実施します。</p>		
事業名	就学に係る教育相談	担当課	まなび推進課
事業概要	<p>○就学を迎える幼児とその保護者を対象に、就学指導委員が相談員となり、就学についての不安・心配事に応える教育相談を実施します。</p>		
事業名	スクールサポート活用事業〔再掲(88ページ)〕	担当課	まなび推進課
事業概要	<p>○学校教育活動を直接支援できる社会人を天理市立小中学校に非常勤職員として配置し、学校教育の充実のためサポートを行います。市内の該当12校で次のような内容で有意義に活用し、よりきめ細かい充実した支援を行います。</p> <p>〈特別支援教育に関わる児童生徒への生活指導支援、不登校児・不登校傾向児への登校支援、低学力児への指導支援、校外体験学習へのサポート〉</p>		
事業名	特別支援教育相談（来所）	担当課	教育総合センター
事業概要	<p>○発達障害のある子ども及び特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒とその保護者、教職員に対し、その幼児児童生徒の学習の保障と園並びに学校生活の保障を支援するためにセンターで相談やペアレントトレーニングを実施します。</p>		
事業名	特別支援教育巡回相談	担当課	教育総合センター
事業概要	<p>○発達障害及び特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、市内の公立小中学校を巡回し、児童生徒の実態把握を行い、児童生徒、保護者、教職員への支援を行います。</p>		
事業名	障害のある子どもの保育〔再掲(83ページ)〕	担当課	保育所（園）、児童福祉課
事業概要	<p>○保育所（園）への障害のある子どもの積極的な受け入れ、またお互いの個性や違いを認め人権を大切にする子どもを育てる保育に努めるとともに、療育の充実を図り、障害のある子どもとその家庭を支援します。</p>		
事業名	児童発達支援事業所 天理市療育教室杉の子学級	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○「遅れ」や「苦手さ」を持つ子どもが親子で通い、いろいろな環境（人的・物的）を経験し、親子の関係を深め、心と体の発達を促すための支援を行います（市内在住の満1歳から就学前の子どもとその保護者で、受給者証をお持ちの方）。</p>		

事業名	指定障害児相談支援事業所『ぐんぐん』	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○市内に住所を有する方で障害者福祉サービス受給者証の利用を希望する（原則的に）就学前の児童への相談支援及び受給者証発行（更新等）の為にサービス利用計画を作成します。</p> <p>○利用事業所や幼稚園、小学校等と連携したり発達や子育てについての相談や指導を相談支援専門員が行い子どもへの心身の成長や保護者の子育て負担や不安を軽減します。</p>		
事業名	障害児通所支援事業	担当課	社会福祉課
事業概要	<p>○児童発達支援 未就学の障害のある子どもにつき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。</p> <p>○医療型児童発達支援 上下肢、又は体幹の機能に障害がある子どもにつき、児童発達支援及び治療を行います。</p> <p>○放課後等デイサービス 学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害のある子どもにつき、授業終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。</p>		
事業名	障害児福祉手当給付事業	担当課	社会福祉課
事業概要	<p>○20歳未満の重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護が必要な児童に対し、手当を支給する制度です。ただし、受給者及び扶養義務者の所得に制限があります。</p>		
事業名	スポーツ教室	担当課	社会福祉課（障害者ふれあいセンター）
事業概要	<p>○学童期における天理市内の知的障害のある子どもが運動、感覚遊びを通じて交流し合うことにより、社会性を高め、身体機能の向上を図ります。</p> <p>○障害者ふれあいセンターにおいて、バドミントン教室や感覚遊び教室を適時開催します。</p>		

### （8）男女共同参画社会における子育て支援の推進

事業名	男女共同参画の推進	担当課	児童福祉課
事業概要	<p>○学校・幼稚園・保育所（園）・家庭教育などにおいて、発達段階に応じ、自立の意識を育み、男女平等に関する教育の充実を図ります。</p> <p>○保護者や保育・教育に携わる者への男女共同参画に関する啓発活動を行います。</p>		
事業名	情報・啓発事業	担当課	市民協働・女性活躍推進課
事業概要	<p>○子育てにおいて男女が互いに協力し、ともに個性と能力を発揮できるよう、職場、学校、地域、家庭等幅広い分野での男女共同参画の意識啓発・情報提供を行います。</p> <p>○DVやハラスメント防止の啓発や心身の健康づくり支援を行います。</p>		
事業名	相談事業	担当課	市民協働・女性活躍推進課
事業概要	<p>○女性が抱える様々な問題や悩みについて、女性の専門カウンセラーと一緒に考えながら相談にあたり、解決への糸口を見つけることができるよう、女性のための“こころ”の相談を実施します。</p>		

事業名	自立支援教育訓練給付金事業	担当課	児童福祉課
事業概要	○母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部を給付します。		
事業名	高等職業訓練促進事業	担当課	児童福祉課
事業概要	○母子家庭の母または父子家庭の父が、資格の取得をめざして養成機関で修業する場合、受講期間の内、一定期間の生活費を支給します。		

## 2. 計画策定の経緯

日 程		会議の名称等	報告・議事内容等
平成 31年 (令和 元年)	平成31年4月26日 ～令和元年5月15日	-	令和元年度天理市子育てアンケートの実施
	令和元年8月28日	天理市子ども・ 子育て会議	令和元年度第1回天理市子ども・子育て会議 ・令和元年度天理市子育てアンケートの結果 報告 ・第2期天理市子ども・子育て支援事業計画 の検討
	令和元年11月25日	天理市子ども・ 子育て会議	令和元年度第2回天理市子ども・子育て会議 ・第2期天理市子ども・子育て支援事業計画 の検討
	令和元年12月25日 ～令和2年1月14日	-	パブリックコメントの実施
令和 2年	令和2年2月28日	天理市子ども・ 子育て会議	令和元年度第3回天理市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・第2期天理市子ども・子育て支援事業計画 の承認

### 3. 天理市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第22号

天理市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、天理市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、子ども・子育て会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、子ども・子育て会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第50号を第51号とし、第40号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、第39号の次に次の1号を加える。

40	省略
----	----

別表備考第3項中「第33号から第50号まで」を「第33号から第51号まで」に改める。

## 4. 天理市子ども・子育て会議名簿

天理市子ども・子育て会議名簿（平成31年度（令和元年度））

（敬称略）

	選出団体名等	氏名
天理市子ども・子育て会議 条例第3条第2項第1号委員 子どもの保護者	小学校保護者代表（PTA協議会）	西畑 敦司
	幼稚園保護者代表（前栽幼稚園）	大江 雅詩
	市立保育所・こども園保護者代表（南保育所）	永井 巴
	私立保育園保護者代表（柳本保育園）	竹田 博章
天理市子ども・子育て会議 条例第3条第2項第2号委員 子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	市立保育所・こども園所長代表（南保育所）	西村 佐和子
	私立保育園・こども園園長代表（前栽学園）	吉住 秀
	幼稚園園長代表（丹波市幼稚園）	中村 裕子
	小学校校長代表（井戸堂小学校）	西岡 裕子
	地域子育て支援事業者代表（サロンドキッズネット）	矢田 紫真子
	地域子育て支援事業者代表（野の花ほっとスペース）	林 繁子
天理市子ども・子育て会議 条例第3条第2項第3号委員 子ども・子育てに関し、 学識経験のある者	同志社女子大学現代社会学部社会システム学科准教授	倉持 史朗
天理市子ども・子育て会議 条例第3条第2項第4号委員 その他市長が必要と認める者	労働組合代表（連合奈良西和地域協議会）	内藤利彦（～令和元年12月18日） 田中篤史（令和元年12月19日～）
	教育委員会事務局長	木村 昌訓
	健康福祉部部長	米田 敏宏

## 第2期天理市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月  
発行 天理市  
編集 健康福祉部児童福祉課  
天理市川原城町605番地  
電話 (0743) 63-1001 (代)

